

令和元年度 世代をつなぐ農村まるごと保全  
支部技術研修会資料

「事務・組織運営等に関する研修」

「活動記録や金銭出納簿等報告書類の入力方法と  
活動の注意点」について

1. 令和元年度における制度の拡充および見直しについて
2. 活動計画書について（再確認）
3. 活動の実施・記録について
  - (1) 活動記録の記入方法と注意点について
  - (2) 金銭出納簿の作成方法と注意点について
  - (3) 財産管理台帳について
4. 活動の報告について
5. 活動実施における注意点について

令和元年11月



# 制度の拡充および見直しについて

令和元年度から以下のとおり、制度の拡充および見直しがされました。

## 小規模集落の支援のための加算措置

### 【内容】

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して共同活動を行う場合、新たに取り込んだ小規模集落の農用地面積に対して右の単価が農地維持支払交付金に加算されます。

(円/10a)

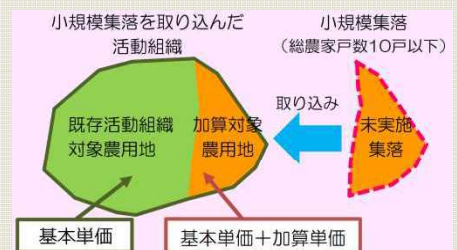
	加算単価
田	750
畑	450
草地	60

### 【小規模集落の条件】 ※共に満たす必要があります。

- ◇総農家戸数が10戸以下の集落
- ◇これまでにまるごとに取り組んだことがない集落

### 【ルール】

- ◇1集落あたりの加算上限額：20万円/年
- ◇活動組織あたりの合計加算上限額：40万円/年
- ◇加算期間：既存活動組織の活動期間の終了年度まで



## 資源向上支払（長寿命化）工事の規模の見直し

### 【内容】

注：工事1件の考え方は、【別紙】参照願います。

- ◇施設の長寿命化工事は原則、工事1件当たり200万円未満となります。
- ◇200万円を超える場合は、原則、他の国庫補助事業での実施となります。

### 【注意点】

- ◇交付金を積立して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇農地維持、資源向上（共同）の交付金を活用して長寿命化工事を実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。
- ◇工事の一部を直営施工（資材購入も含む）で実施する場合も、工事1件当たり200万円未満のルールが適用されます。

### 【その他】

- ◇「長寿命化整備計画書」を作成し、市町の認定を受けた場合、上限を工事1件当たり400万円未満とすることができます。ただし、他の国庫補助事業※の採択要件に該当しない場合のみの適用となります。
- ※農地耕作条件改善事業など

(様式第1-4号) 平成○年○月○日

組織名: \_\_\_\_\_

### 長寿命化整備計画書

資源向上支払（長寿命化）において実施する対象工事は、原則、工事1件当たり200万円未満ですが、他事業への移行が困難（採択要件に合致しない等）なものについては、必要経基本方針により工事1件あたり400万円までの実施が可能となっています。これに該当する場合は、長寿命化整備計画書（下表）に記載し、提出してください。

<留意事項>

- 1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。
- 仮事業費の概算となる資料（積算明細や見積書）を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

番号	施設名	設置年度	改修年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容	数量	実施年度	工事1件あたりの概算事業費	備考
1										
2										

(2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。

様式第1-4号「長寿命化整備計画書」



## 制度の拡充および見直しについて

令和元年度から以下のとおり、制度の拡充および見直しがされました。

### 交付金の持越について

注：市町によっては持越ができない場合があります。

【内容】 次の目的の場合に限り持越が可能となります。 ※機械・機具の購入は不可です。

- ・ 次年度当初（交付金の交付が行われるまで）の活動資金の確保
- ・ 資源向上活動（長寿命化）の実施に必要な資金の積立

【注意点】

- ◇ 目的を持って計画的に行うもので、余った交付金を次年度に送るものではありません。
- ◇ 資金計画の策定が必要です。
- ◇ 活動計画書に定められた活動を確実に実施することが前提です。

### 活動組織の広域化・体制強化

【内容】

広域化・体制強化にかかる交付金は、最長5年間（当該活動期間中）にわたって毎年度交付されます。

○ 広域化・体制強化にかかる支援単価（年・組織）

	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または50ha以上200ha未満	4万円	20万円
200ha以上1,000ha未満または特定非営利活動法人	8万円	40万円
1,000ha以上	16万円	80万円

※上記面積は認定農用地面積です。

※期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更されます。

※これまでに広域化にかかる支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は、広域化・体制強化にかかる支援を受けられません。

### 交付対象となる農地

交付対象となる農地は、以下のとおりです。

【農地維持支払交付金】

原則として、農振農用地区域内の農用地ですが、次のような農振農用地区域外の農用地は含めることができます。

注：市町によっては、農振農用地区域外の農用地は対象にならない場合があります。

- ・ 農振農用地区域内の農用地と一体的に水路・農道などの施設の保安全管理活動を行うことにより、活動区域内農用地全体の多面的機能の発揮に資すると認められる農用地

【資源向上支払交付金（共同）】

農振農用地区域内の農用地

【資源向上支払交付金（施設の長寿命化）】

農振農用地区域内の農用地

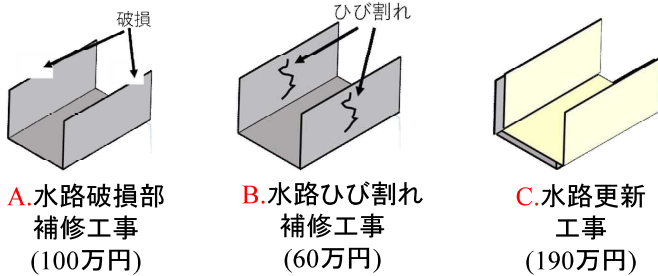
**注 意**

**※長寿命化工事(1件)の考え方について、  
国の運用(考え方)が変更されました!**

■ 事業計画の認定

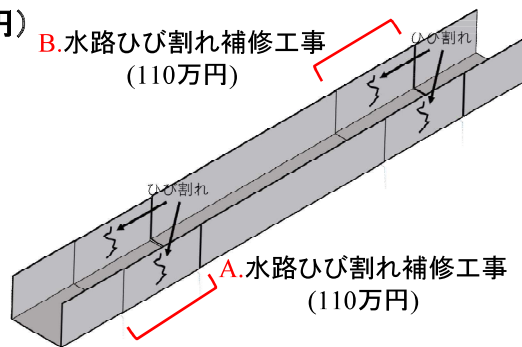
長寿命化にかかる工事1件の考え方(例)

**パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(350万円)**



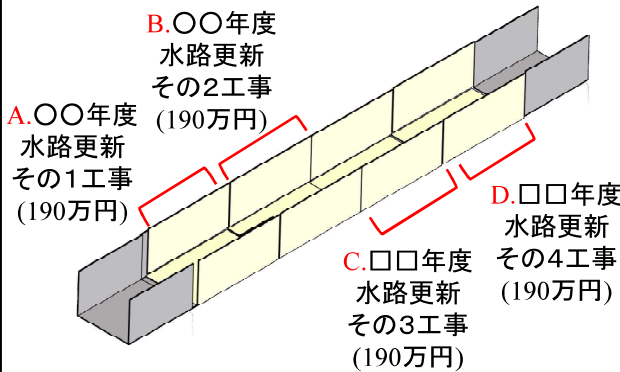
**【工事1件の考え方】**  
 A,B,Cそれぞれ工事1件としてカウントする。  
 A工事<200万円... ○  
 B工事<200万円... ○  
 C工事<200万円... ○

**パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(220万円)**



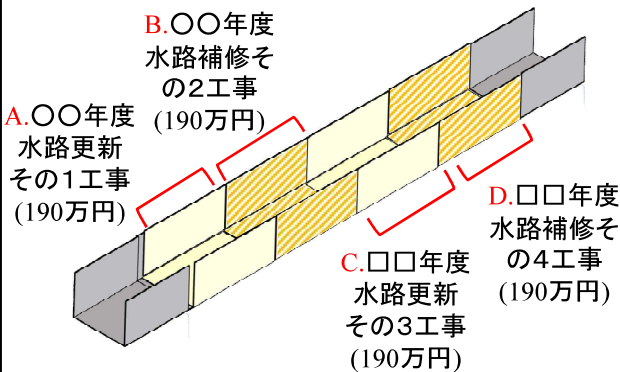
**【工事1件の考え方】**  
 工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。よってA,Bそれぞれ工事1件としてカウントする。  
 A工事<200万円... ○  
 B工事<200万円... ○

**パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(760万円)**



**【工事1件の考え方】**  
 連続しているA,B,C,Dは、4つまとめて工事1件(A+B+C+D)としてカウントする。  
 A+B+C+D>200万円... ✕

**パターン④ 同一路線で異なる工種により年度ごとに工事を発注(760万円)**



**【工事1件の考え方】**  
 A,B,C,Dは、連続しているが、工種が異なり、工種ごとの間隔が空いているため、A,B,C,Dそれぞれ工事1件としてカウントする。  
 A工事<200万円... ○  
 B工事<200万円... ○  
 C工事<200万円... ○  
 D工事<200万円... ○

**【工法の整理】**  
 工法が異なる根拠となる機能診断結果と対策工法検討結果についての整理が必要

## 活動計画書について（再確認）



### 多面的機能支払に係る活動計画書（1号事業様式）

#### II. 1号事業（多面的機能支払）

対象組織が広域活動組織の場合は○ ⇒  ○はしない

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払 該当する面積を入力してください

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	1,000 a	2,200 円/10a	220,000円
畑	100a	1,500 円/10a	15,000円
草地	10a	180 円/10a	180円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	1,110a		235,180円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

自動で計算します

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

該当があれば面積を入力してください

(2) 資源向上支払（共同）

← 環境保全型は「1」、防災減災型は「2」、生態系保全型は「3」を入力して下さい

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	1,000a	1,300 円/10a	130,000円
畑	100a	800 円/10a	8,000円
草地	10a	120 円/10a	120円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	1,110a		138,120円

農地維持の面積が自動で入力されます

該当する場合は、「□」をクリックすると▼が出るので番号を選択してください

(3) 資源向上支払（長寿命化）

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	1,000a	4,400 円/10a	440,000円
畑	100a	2,000 円/10a	20,000円
草地	10a	400 円/10a	400円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	1,110a		460,400円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

この数字は自動で入ってきますので、長寿命化に取り組まれない組織は面積の数字を削除してください

入力しない

2. 組織の広域化・体制強化の計画 該当があれば入力

この項目への記入は不要です

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	平成 <input type="checkbox"/> 年度	平成 <input type="checkbox"/> 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に關する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください

別紙「農業地域類型一覧表」で確認してください(P.10参照)

集落数

農業地域類型  都市的地域  平地農業地域  中間農業地域  山間農業地域

地域振興立法 8 法の適用  特定農山村  振興山村  過疎  半島

離島  沖縄  奄美群島  小笠原諸島

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用

農地維持支払

別紙「8法指定一覧表」で確認してください(P.11参照)  
「」をクリックすると▼が出るので「」を選択してください  
該当無き場合は記入は不要です

### 3. 活動の計画

#### (1) 農地維持支

月ごとに分かれている行は、実施する月の「」をクリックすると▼が出るので「」を

★実施する月に○を記入してください。

活動項目		毎年度の実施時期													
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
必須 必須	点検・	1 点検	<input checked="" type="radio"/>												
	計画策定	2 年度活動計画の策定	<input checked="" type="radio"/>												
	研修	3 事務・組織運営等に関する研修	令和○年度受講												
必須	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理		<input checked="" type="radio"/>											
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			<input checked="" type="radio"/>										
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定												
	水路	7 水路の草刈り			<input checked="" type="radio"/>					<input checked="" type="radio"/>					
		8 水路の泥上げ		<input checked="" type="radio"/>											
		9 水路附带施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定												
	農道	10 農道の草刈り			<input checked="" type="radio"/>										
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定												
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定												
	いた 場 め 合 池 は が 対 な	ため池	13 ため池の草刈り	<input checked="" type="radio"/>											
			14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
			15 ため池附带施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
必須	共通	16 異常気象時の対応	施設等の被害が想定されるような異常気象の発生後												
		地域資源の適切な保全管理のための推進活動													<input checked="" type="radio"/>

市町や推進協議会が主催する研修会が該当します(当該年度に受講しない場合は「令和○年度受講予定」と記入)

農用地において鳥獣害防護柵か防風ネットのどちらかはありますか?

用水路でも排水路でもない農道の雨水を受けるだけの水路がありますか? 無ければ空白にして下さい

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください

下記の4)で選択した活動を毎年、必ず実施してください

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。(複数選択可)

- |  |  |
|--|--|
| <input checked="" type="radio"/> ①中心経営体との役割分担による保全管理   | <input type="text" value=""/> ④集落間連携や広域的活動による保全管理        |
| <input type="text" value=""/> ②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理  | <input type="text" value=""/> ⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理      |
| <input type="text" value=""/> ③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理 | <input type="text" value=""/> ⑥その他 <b>地域の目標を選択してください</b> |



2) 今後、地域で取り組んでいくべき保安全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

<b>必須</b>	<input type="checkbox"/> ①農地の利用集積に伴う管理作業	<input type="checkbox"/> ④共同利用施設の保安全管理
	<input type="checkbox"/> ②高齢農家の農用地に係る管理作業	<input type="checkbox"/> ⑤その他
	<input type="checkbox"/> ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

1)の目標を達成するための手段を選択してください

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

<b>必須</b>	<input type="checkbox"/> ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	<input type="checkbox"/> ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
	<input type="checkbox"/> ②入り作等の近隣の担い手との協力	<input type="checkbox"/> ⑥集落間の連携や広域的な活動
	<input type="checkbox"/> ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	<input type="checkbox"/> ⑦その他
	<input type="checkbox"/> ④新たな保安全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

<b>必須</b>	<input type="checkbox"/> 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む農業者の検討会の開催	<input type="checkbox"/> 21. 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
	<input type="checkbox"/> 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	<input type="checkbox"/> 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
	<input type="checkbox"/> 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	<input type="checkbox"/> 23. その他
	<input type="checkbox"/> 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見ワークショップ・交流会の開催	

4)で選択した取組は必須活動となるので毎年、必ず実施してください

(2) 資源向上支払 (共同)

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期														
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
<b>必須</b>	施設の軽微な補修	24 農用地の機能診断	<input type="checkbox"/>													
		25 水路の機能診断	<input type="checkbox"/>													
		26 農道の機能診断	<input type="checkbox"/>													
		27 ため池の機能診断	<input type="checkbox"/>													
		28 年度活動計画の策定	<input type="checkbox"/>													
	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和元年度受講														
	実践活動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
32 農道の軽微な補修等		機能診断結果に応じて実施時期を決定														
農村環境保全活動	計画策定	33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定													
		34 生物多様性保全計画の策定	<input type="checkbox"/>													
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定	<input type="checkbox"/>													
		36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定	<input type="checkbox"/>													

ため池がなければこの項目は入力不要で

市町や推進協議会が主催する研修会が該当します

各施設の詳細な取組は、【取組番号表】か【活動指針】をご確認ください P.35～P.55参照

この取組は必須活動となるので実践活動も含め毎年、必ず実施してください

この取組は選択活動となるので活動を希望した場合は毎年、必ず実施してください

活動項目	取組	毎年度の実施時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）						○							
	42 水質モニタリングの実施・記録管理（水質保全）		○	○										
	101 水田からの排水（濁水）管理（水質保全）		○	○										
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）													
啓発・普及	51 啓発・普及活動		○											

「生態系保全」「水質保全」は必須

必須  
必須  
必須

この取組は必須活動となるので計画策定も含め毎年、必ず実施してください

この取組は選択活動となるので活動を希望した場合は毎年、必ず実施してください

「取組」のセルをクリックすると▼が出るので「取組内容」を選択してください

この線より上に行を挿入してください。

行を挿入した場合は、実施状況報告書も同様に行を追加してください

必須

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の取組）★実施する月に○を記入してください。

活動項目	取組	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動	56 農村環境保全活動の幅広い展開		○	○										
	60 広報活動												○	

必須

この取組は、滋賀県では「農村環境保全活動」の「生態系保全」「水質保全」が必須となっているため、「多面的機能の増進を図る活動」の「農村環境保全活動の幅広い展開」の「農村環境保全活動を1テーマ追加」

「啓発・普及活動」と「広報活動」は内容が異なりますそれぞれの活動を実施してください（詳細はP.12参照）

この線より上に行を挿入してください。

※中山間地域を除き必須

※増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません

ここに記載の実践活動の内容については、活動記録に「56.農村環境保全活動の幅広い展開」を必ず追加記入してください（取組番号欄に“56”を追加記入）

56. を選択した場合に選択⇒  農村環境保全活動を1テーマ追加  「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ  高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県  「生態系保全」、「水質保全」の取組の何れかを選択されることをお勧めします。（必須の取組のため全組織が該当するため）

56. を選択した場合に選択⇒  農村環境保全活動を1テーマ追加  「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ  高度な保全活動の取組内容

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町  「生態系保全」「水質保全」の取組の何れかを選択されることをお勧めします。（必須の取組のため全組織が該当するため）

### (3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1-4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。  
 ※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

施設区分	取組	内容	(単位はkmか、箇所を選択)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	62 水路の更新等	水路本体更新	1.20 km	○	○	○	○	
<b>【資源向上支払（長寿命化）】の交付金で実施する場合は必須記入                  ※用水路の補修、更新に限る。（取組番号"61"または"62"）</b>								
農道	64 農道の更新等	未舗装農道を舗装 「農地維持から流用」	0.20 km					○
<b>【農地維持】、【資源向上支払（共同）】の交付金を流用し、長寿命化に取り組み                  られる場合も記入が必要です。                  この場合は「農地維持支払から流用」または「資源向上支払（共同）から流用」と併記してください                  ※取組内容は、水路・農道・ため池の補修や更新（取組番号"61"、"62"、"63"、                  "64"、"65"、"66"の何れか）</b>								
水路 農道 ため池 選択	61 水路の補修 62 水路の更新等 63 農道の補修 64 農道の更新等 65 ため池の補修 66 ため池（附帯施設）の更新 選択							
この線より上に行を挿入してください。								

☆直営施工の実施方針について



全て直営施工



一部直営施工



直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）



滋賀県内の農業地域類型一覧表

1=「都市的地域」、2=「平地農業地域」、3=「中間農業地域」、4=「山間農業地域」

市町名	旧市町村名	第1次分類
大津市	葛川村	4
大津市	伊香立村	3
大津市	真野村	1
大津市	堅田町	1
大津市	仰木村	1
大津市	雄琴村	1
大津市	坂本村	1
大津市	下阪本村	1
大津市	大津市	1
大津市	大石村	4
大津市	上田上村	3
大津市	下田上村	3
大津市	瀬田町	1
大津市	和迎村	1
大津市	木戸村	3
大津市	小松村2-1	3
彦根市	彦根市	1
彦根市	高宮町	1
彦根市	河瀬村	1
彦根市	亀山村	1
彦根市	日夏村	1
彦根市	鳥居本村	3
彦根市	稲枝村	2
彦根市	稲村	2
彦根市	葉枝見村	2
長浜市	長浜市	1
長浜市	上草野村	4
長浜市	下草野村	2
長浜市	七尾村	2
長浜市	湯田村	2
長浜市	田根村	2
長浜市	竹生村	2
長浜市	大郷村	2
長浜市	虎姫町	2
長浜市	小谷村	2
長浜市	速水村	2
長浜市	朝日村	2
長浜市	北富永村	2
長浜市	南富永村	2
長浜市	古保利村	2
長浜市	七郷村	2
長浜市	高時村2-2	3
長浜市	杉野村	4
長浜市	高時村2-1	4
長浜市	木之本町	3
長浜市	伊香具村	3
長浜市	余呉村	3
長浜市	丹生村	4
長浜市	片岡村	4
長浜市	塩津村	4
長浜市	永原村	4

市町名	旧市町村名	第1次分類
近江八幡市	北里村	2
近江八幡市	八幡町	1
近江八幡市	岡山村	2
近江八幡市	金田村	1
近江八幡市	島村2-1	3
近江八幡市	島村2-2	2
近江八幡市	武佐村	2
近江八幡市	馬淵村	2
近江八幡市	桐原村	1
近江八幡市	安土村2-1	2
近江八幡市	安土村2-2	2
近江八幡市	老蘇村2-1	2
草津市	志津村	1
草津市	治田村2-1	1
草津市	常盤村	2
草津市	笠縫村	1
草津市	山田村	1
草津市	草津町	1
草津市	老上村	1
守山市	守山町	1
守山市	小津村	2
守山市	玉津村	2
守山市	河西村	1
守山市	速野村	1
守山市	中洲村2-1	2
栗東市	金勝村	3
栗東市	葉山村	1
栗東市	治田村2-2	1
栗東市	大宝村	1
甲賀市	伴谷村	1
甲賀市	柏木村	2
甲賀市	水口町	1
甲賀市	大野村2-2	2
甲賀市	佐山村2-1	2
甲賀市	貴生川町	3
甲賀市	大野村2-1	2
甲賀市	土山町	3
甲賀市	鮎河村	4
甲賀市	山内村	4
甲賀市	佐山村2-2	3
甲賀市	大原村	3
甲賀市	油日村	3
甲賀市	甲南町	3
甲賀市	雲井村	4
甲賀市	信楽町	3
甲賀市	朝宮村	4
甲賀市	小原村	4
甲賀市	多羅尾村	4

市町名	旧市町村名	第1次分類
野洲市	中洲村2-2	2
野洲市	兵主村	2
野洲市	中里村	2
野洲市	篠原村	2
野洲市	祇王村	1
野洲市	野洲町	1
湖南市	三雲村	1
湖南市	岩根村	1
湖南市	下田村	1
湖南市	石部町	1
高島市	海津村	3
高島市	剣熊村	4
高島市	西庄村	3
高島市	百瀬村	3
高島市	川上村	3
高島市	今津町	3
高島市	三谷村	4
高島市	朽木村	4
高島市	広瀬村	3
高島市	安曇町	2
高島市	青柳村	2
高島市	本庄村	2
高島市	小松村2-2	4
高島市	高島町	3
高島市	新儀村	2
高島市	饗庭村	3
東近江市	平田村	2
東近江市	市辺村	2
東近江市	中野村	1
東近江市	玉緒村	2
東近江市	御園村	1
東近江市	八日市町	1
東近江市	建部村	1
東近江市	市原村	3
東近江市	永源寺村	4
東近江市	老蘇村2-2	4
東近江市	旭村	2
東近江市	南五個荘村	2
東近江市	北五個荘村	1
東近江市	西小椋村	2
東近江市	角井村	3
東近江市	東押立村	2
東近江市	西押立村	2
東近江市	豊椋村	2
東近江市	桜川村	2
東近江市	朝日野村	2
東近江市	能登川町2-1	1
東近江市	能登川町2-2	2

市町名	旧市町村名	第1次分類
米原市	柏原村	3
米原市	大原村	2
米原市	東黒田村	2
米原市	春照村	3
米原市	伊吹村	3
米原市	東草野村	4
米原市	米原町	2
米原市	醒井村	4
米原市	息郷村	3
米原市	坂田村	2
米原市	息長村	3
日野町	東桜谷村	3
日野町	西桜谷村	3
日野町	西大路村	3
日野町	鎌掛村	3
日野町	南比都佐村	3
日野町	日野町	1
日野町	北比都佐村	2
竜王町	苗村	2
竜王町	鏡山村	2
愛荘町	八木荘村	2
愛荘町	秦川村	2
愛荘町	豊国村	2
愛荘町	愛知川町	1
豊郷町	日枝村	2
豊郷町	豊郷村	2
甲良町	西甲良村	2
甲良町	東甲良村	2
多賀町	大滝村	4
多賀町	多賀町	3
多賀町	脇ヶ畑村	4

地域振興立法8法 指定地域一覧表

市町	市町	旧村	8法指定地域				
			特定農山村地域	振興山村地域	過疎地域	離島振興法	
(H22.4.1)	(H16.4.1)						
大津市	大津市	葛川村					
		伊香立村					
		仰木村					
		雄琴村					
		大石村					
		下田上村					
		上田上村					
	志賀町	和温村					
		木戸村	●				
		小松村2-1	●				
栗東市	栗東市	金勝村					
甲賀市	水口町	大野村2-2					
		佐山村2-1					
		貴生川町					
	土山町	大野村2-1	●				
		土山町	●				
		鮎河村	●	●			
		山内村	●	●			
	信楽町	雲井村	●	●			
		信楽町	●				
		朝宮村	●	●			
		小原村	●	●			
		多羅尾村	●	●			
		甲賀町	佐山村2-2				
			大原村				
	油日村						
	甲南町	甲南町					
	湖南市	甲西町	三雲村				
	東近江市	永源寺町	市原村	●	●		
			永源寺村	●	●		
		愛東町	西小椋村				
角井村							
八日市市		玉緒村					
五箇荘町	御園村						
近江八幡市	近江八幡市	島村2-1					
日野町	日野町	沖島			●		
		東桜谷村					
		西桜谷村					
		西大路村					
		鎌掛村					
彦根市	彦根市	南比鄰佐村					
		彦根市					
		高宮町					
多賀町	多賀町	鳥居本村	●				
		大池村	●	●			
		多賀町	●				
愛荘町	愛荘町	藤ヶ畑村	●	●			
		秦荘村					
甲良町	甲良町	秦川村					
		西甲良村					
米原市	伊吹町	東甲良村					
		春照村	●				
		伊吹町	●	●			
		東草野村	●	●			
	山東町	柏原村	●				
		大原村					
		東黒田村					
	米原町	米原町					
		醍井村	●				
	近江町	息郷村					
		息長村					

市町	市町	旧村	8法指定地域			
			特定農山村地域	振興山村地域	過疎地域	離島振興法
(H22.4.1)	(H16.4.1)					
長浜市	浅井町	上草野村	●	●		
		下草野村				
		七尾村				
		田根村				
	高月町	北富永村				
		古保利村				
		七郷村				
	湖北町	高崎村2-2				
		朝日村				
	木之本町	杉野村	●	●		
		高崎村2-1	●	●		
		木之本町	●			
		伊香具村	●			
	余呉町	余呉村	●		●	
		丹生村	●	●	●	
		片岡村	●	●	●	
	西浅井町	塩津村	●	●		
永原村		●	●			
高島市	マキノ町	海津村				
		剣熊村	●	●		
		西庄村	●	●		
		百瀬村				
	今津町	川上村	●	●		
		今津町	●			
		三谷村	●	●		
朽木村	朽木村	●	●	●		
安曇川町	広瀬村					
高島町	小松村2-2	●				
	高島町					
新旭町	饗庭村					

## 啓発・普及、広報活動について

- ① 「啓発・普及」活動…資源向上支払（共同）の農村環境保全活動
  - ② 「広報」活動 …資源向上支払（共同）の多面的機能の増進を図る活動
- ※何れも資源向上支払（共同）に取り組む場合は、**必須活動**です。

**ただし、②の「広報」活動については、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、ならびに地域振興立法8法地域、いわゆる『中山間地域』においては、②は毎年度必須ではありません。（①は必須、②は任意）**

### ① 「啓発・普及」活動……【目的】地域住民の参画を得るために実施

活動組織における地域住民（構成員）が活動の趣旨を正しく理解し、地域住民（構成員）の自主的、積極的な共同活動への参加を促すための活動

- ・組織（集落、構成団体等）での勉強会、研修会の開催
- ・組織内の活動状況の情報共有
- ・地域住民（構成員）の理解を深めるための広報活動
- ・話し合いの場の設置、等

### ② 「広報」活動……【目的】多様な主体の参画を得るために実施

多様な主体の当該組織の活動への参画を促進するための活動

- ・チラシ、パンフレット、広報誌、機関誌、ポスターの作成・頒布
- ・外部への情報発信のためのホームページの開設、更新
- ・関係団体等のホームページや広報誌等への掲載
- ・看板の設置、等

【注意】地域住民の理解を深めることを目的とする①の農村環境保全活動の「啓発・普及」活動における広報活動とは目的が異なりますので、両方に取り組む場合は、区分して行う必要があります。

※原則として、①における広報活動と、②における広報活動を別々に実施することが必要ですが、1つの広報活動のなかで、明確な違いが示せる場合にはこの限りではありません。

（参考）

滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会のホームページ(活動の紹介ページ)に活動内容等を掲載することで②「**広報**」活動の要件達成ができます。

掲載を希望される組織は市町を通じて、ご連絡ください。

- ・特に様式は設けておりません。写真と簡単な説明文で構いません。
- ・組織で作成されているチラシなども掲載できます。
- ・農村環境保全活動における広報活動にも利用できます。
- ・すでに行っている広報活動に併せて、さらに情報発信したい組織も利用できます。
- ・Facebookにも活動の紹介を掲載することもできます。

是非ご活用ください。



## 2. 啓発・普及

### (1) 広報活動・啓発活動

#### 1) 広報活動

- ・ 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。
- ・ 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。

#### 【活動のねらい】

農業用水の保全や農地の保全等の各テーマにおける取り組みに多くの人の参加、協力を呼びかけることにより、活発な取り組みが行えます。自分たちがどのような活動をしているのか等を分かりやすく伝えることにより、活動への参加者、協力者を得ることができます。

#### 【活動の内容】

##### 1-1) 広報活動の実施方法

##### ① 広報手段

地域からの理解を得るために、パンフレット等の作成・頒布、看板等の設置等の広報活動を実施します。次表は、広報手段の比較をしたものです。

パンフレットや看板以外にも、ポスター、機関誌、ビデオ等を作成して紹介することができます。市区町村の広報誌へ積極的に情報提供を行い、行政が作成するパンフレット等でPRすることも考えられます。

また、地域の人だけでなく、都道府県内や全国の人に活動等を紹介する手段として、ホームページを作成し、インターネット上で情報提供をすることも有効です。

##### (参考) 広報手段の比較

	パンフレット、リーフレット、機関誌	ポスター、看板	ビデオ	ホームページ
伝達範囲	中	狭	狭～中	広
作成経費	低～中	低～中	高（一般には委託）	高（委託した場合）
活用にあたり工夫すべき点	配布先、レイアウト	掲示、設置場所	イベント等上映機会の確保	アクセスしてもらえるような内容

##### ② 掲載内容

パンフレット等に掲載する内容は、活動の紹介、協力の呼びかけ等、何を伝達するかによって異なります。活動の紹介の場合は、活動の計画の内容やなぜこの場所で行っているか等といったこと、協力の呼びかけの場合は、活動の必要性や活動主体とその代表者等を掲載します。

特定外来種の駆除や希少種の保護を訴える場合には、該当する生き物の写真や特徴、なぜ増えているか、減っているかと言った理由、駆除（保護）の方法等を分かりやすく記載します。

## 【配慮事項】

### ①パンフレットや看板の表現

あまり環境保全活動に関わったことがない人や興味のない人が見ても理解しやすいように、分かりやすく、また、興味をひくように表現する必要があります。図や写真、イラスト等を用いたり、印象に残るようなキャッチコピーや共通ロゴを作ったりすることを考えます。

パンフレットや看板等を自分たちで作成する場合でも、専門の会社に依頼する場合でも、自分たちが伝えたいメッセージをはっきりさせ、伝達していくことが重要です。広報活動の手段や表現方法、内容等は型にはまらず、独自の個性を生かし、その対象組織らしさを表現できるよう工夫することが必要です。

### ②発行、更新

できるだけ最新の情報を提供していく必要があります。予算にもよりますが、定期的な発行日又は更新日を設けると効果的です。ホームページの場合には、できるだけ頻繁に内容を更新することが重要です。

パンフレットのページ数はあまり多くなく、印刷数量は、広報しようとする対象人数を念頭に置いて決定します。

### ③頒布、設置

パンフレット等はイベントの時や普段から自分で配布したり、関連のある団体や行政に頒布してもらったりすることとなります。公共の場等でパンフレットを配布する場合、施設の管理者等への届けが必要になりますので注意してください。

看板等は活動場所の近くに設置すると効果的です。条例や町づくり協定等を遵守し、周囲の景観を乱さないようにするとともに、通行の障害や交通の安全を妨げないように注意します。

## 2) 啓発活動

- ・ 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。
- ・ 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。

### 【活動のねらい】

環境に関する科学的・技術的な知見は、日々向上しており、新たな知識や技術が次々に明らかになっています。このため、専門家から、定期的に新たな情報を吸収することは重要です。また、地域の中で、定期的に勉強会を開くことも重要です。これらのことによって、日頃その価値に気づかずにいる地域の自然について再認識するための、きっかけを得ることができます。

地域で保全しなければならない生物を検討したり、地域の水質保全計画、農村景観形成計画等を作成するためには、環境についての幅広い知識を必要としますので、集落の寄り合い等に専門家を招き意見を聞くこと等により、自主的に知識の向上を行います。

### 【活動の内容】

農村環境保全活動のテーマである農業用水の保全、農地の保全及び地域環境の保全について、それらの内容に詳しい方との連絡は、行政や学校と接触することにより可能になります。環境省が審査を行っている環境カウンセラー (<http://www.env.go.jp/policy/counsel/>) をはじめとして、各種の環境アドバイザーの制度があり、講師派遣等を行っているほか、農業農村整備事業の実施に伴って農村環境アドバイザーが設置されている場合もあります。また、地域の博物館員や、教員、その他にも動物や植物やその他の自然科学に詳しい方がいる場合も多くあります。これらの有識者とは日頃より連絡を密にして、有識者にも農地維持活動に関心を持ってもらうことが大切です。

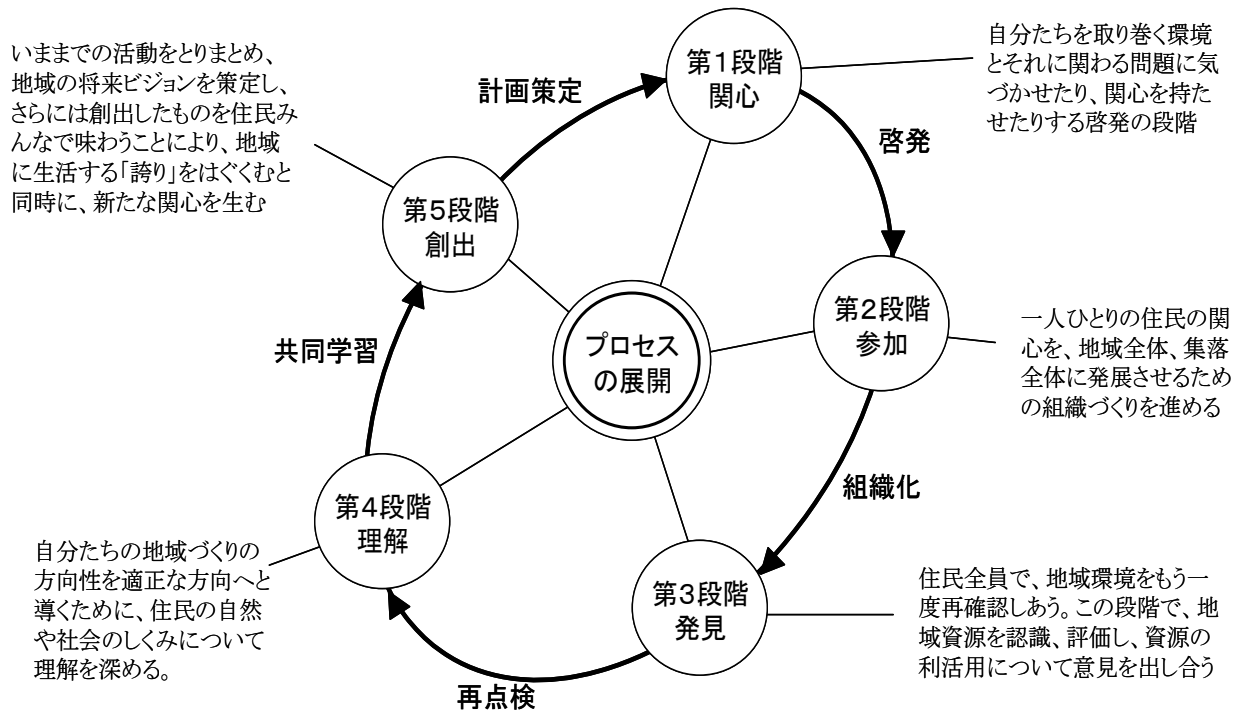
### 【配慮事項】

農地や農業用水を効果的に保全するためには、農業者や非農家を含めた地域住民が、農地・水・農村環境等の資源に関心を持ち、自主的に活動に参加し、地域の資源を再点検・再発見し、地域の現状と課題についての理解を深め、地域の将来像について検討し、一連のプロセスの結果として計画を作成することが必要です。

更に、その計画に基づいて、適切な役割分担により実践までのプロセスを継続して行うことが重要であり、この活動を経て生まれた新たな成果がまた新たな関心を生む、つまり保全活動の持続性や質の向上等につながることとなります。



なお、活動の流れを図にしたのが次の図です。



# 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

## 1. 活動記録

### (1) 活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町による活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動（活動の準備等を含む）を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

### (2) 活動記録の作成に当たって(様式第1-6号の記載方法)

#### ○ 「取組番号」「活動内容」欄の記載方法

令和元年度からの活動記録の様式は、「取組番号」を選んで記入する方式にしたのが特徴です。35～39ページの取組番号表から、その活動に該当する取組番号を選んで記入します。

これにより、エクセル形式の活動記録では、取組番号を入れると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の取組番号表から、その活動にあてはまる「取組番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動項目」「取組」の内容を、取組番号表の記述をもとに記入します。（記述は簡単にしてもOK。）

なお、取組番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

#### ○ 「備考」欄の記載方法

備考欄には、地域での活動内容をできるだけ具体的に記入します。  
（年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。）

#### ○ 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法

手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

### 様式の経過措置等について（平成31年度改正の実施要領附則第3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の活動記録の様式をそのまま使ってもかまいません。

## 2. 金銭出納簿

### (1) 金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町が交付金の使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

### (2) 金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金および資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 整理する順番は、活動日ではなく実際に収入や支出のあった日付順として下さい。収入や支出日とは別に、活動の実施日についても所定の欄に記載して下さい。
- 年度末には、金銭出納簿について内部監査を実施する必要があります。
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

### 経理区分の整理、長寿命化への活用について

- 令和元年度からの金銭出納簿の様式では、農地維持・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）の交付金の収支を番号で区分する方式にしたのが特徴です。  
様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに別けて管理することも可能です。
- また、農地維持・資源向上（共同）の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に○を記入することで整理することとしました。
- なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金（長寿命化）を農地維持活動や資源向上活動（共同）に充当することはできません。

※ 資源向上（長寿命化）交付金のある場合は、交付金の種別収支管理〔農地維持・資源向上（共同）と資源向上（長寿命化）〕が複雑になりますので、経理区分を一本化せずに2つに別けた金銭出納簿の整理をお勧めします。

### 様式の経過措置等について（平成31年度改正の実施要領附則第3及び4）

- 平成30年度までに事業計画の認定を受けた対象組織は、従来の金銭出納簿の様式をそのまま使ってもかまいません。



## 費目

「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

番号	費目	内容
1	前年度持越	前年度からの持越金
2	交付金	農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)
3	利子等	利子等、構成員による活動資金の立替金、 <b>借入金</b> 、 <b>補填金</b>
4	日当	活動参加者に対して支払った日当
5	購入・リース費	資材(碎石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など
6	外注費	補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など
7	その他支出	技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、草刈り機や車の燃料代、役員報酬、お茶代など
8	返還	返還金

### 支出に当たっての留意点

- 日当
  - ・ 日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定して下さい。決定した単価は、総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。
- 購入・リース費
  - ・ 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
  - ・ 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められます。
- 外注費
  - ・ 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
  - ・ 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性の高い予算執行に努めて下さい。
- その他
  - ・ 共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

支出費目

交付金の支出対象とならない経費

番号	項目	具体例
1	農業者の営農活動にかかる経費	・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費 ・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費
2	多面的機能の発揮と関連しない経費	・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用 ・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等
3	他団体への寄付	・他団体への寄付・助成 ・他団体の経常的運営に必要な経費
4	他事業の地元負担への充当	・他事業による施設整備・補修等の地元負担
5	管理者が決まっている施設の維持管理に要する経費	・国、県または市町が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費 ※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。
6	自ら実施する必要があるものに要する経費	・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用

※ 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

### 3. 財産管理台帳

#### (1) 財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設（財産）および、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、土地改良区等（市町を除く）の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、速やかにその財産を土地改良区等に譲渡する必要があります。（必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ土地改良区等と協議し、指示を受けて下さい。）
- これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

#### (2) 財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
  - 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳（様式第1－10号）の様式を参考にしてください。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

#### 財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設については、処分制限期間内は、交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、22、23ページの財産の耐用年数の例を参考にしてください。

- ※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、国等の承認が必要となります。  
（施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、国等への承認申請は不要です。）

財産の耐用年数について

○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例  
 （農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表（第5条関係）を参照）

財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
<b>構築物</b>		
農林業用のもの		
主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造のもの		
その他のもの	コンクリート製水路、現場打ち水路、農道側溝の蓋（コンクリート二次製品）	17
主として金属造のもの	ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣害防護柵（電気柵）	14
主として木造のもの	水田魚道、柵	5
その他のもの	遮水シート（ため池堤体）	8
緑化施設及び庭園		
その他の緑化施設及び庭園（工事緑化施設に含まれるものを除く。）	防風林	20
舗装道路及び舗装路面		
コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	コンクリート舗装、砂利舗装	15
アスファルト敷又は木れんが敷のもの	アスファルト舗装	10
前掲のもの以外のもの		
金属造のもの		
送配管		
鋳鉄製のもの	鋳鉄管（水路）	30
鋼鉄製のもの	鋼管（水路）	15
合成樹脂のもの	塩ビ管、合成樹脂管（水路）	10
車両及び運搬具		
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	一輪車	4
<b>工具</b>		
治具及び取付工具	レンチ	3
切削工具	ディスクグラインダー、のこぎり	2
前掲のもの以外のもの		
主として金属製のもの	タガネ、ハンマー	8
その他のもの	スコップ（柄が木製）	4

具体例として記載がない施設や物品等については、  
 市町の担当窓口へお問合せください。



財産の名称、構造等	具体例	耐用年数 (年)
器具及び備品		
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）		
事務机、事務いす及びキャビネット		
主として金属製のもの	机、椅子	15
その他のもの	机、椅子	8
その他の家具		
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	プロジェクター、スクリーン、マイク（ハンドマイクを含む）、アンプ、スピーカー	5
事務機器及び通信機器		
電子計算機		
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	パソコン	4
複写機、計算機（電子計算機を除く。）金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	プリンター	5
時計、試験機器及び測定器		
度量衡器	はかり	5
光学機器及び写真制作機器		
カメラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡	カメラ、ドローン	5
看板及び広告機器		
看板	啓発用看板	3
その他のもの		
その他のもの	のぼり	5
容器及び金庫		
ドラムかん、コンテナその他の容器		
その他のもの	プラスチックコンテナ、プランター	2
金庫	金庫	20
前掲のもの以外のもの		
その他のもの		
その他のもの	防草シート、防風ネット	5
機械及び装置		
農業用設備	草刈機、モア（草刈りアタッチメント）、トラクター用除雪機（アタッチメント）、チェーンソー、ポンプ	7
ソフトウェア		
その他のもの	事務支援ソフト、書籍	5

財産管理台帳で整理する必要がないものの例

○耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、タッパ、種子、花苗等の軽微な物品

（使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの）

○機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品

○セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に用いられる材料

## 活動記録について

令和

年度 多面的機能支払交付金

活動記録

組織名：

滋賀まると保全隊

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。「令和」に修正

★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。

同日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入してください。

金銭の支出・日当支払の有無にかかわらず、「まると」に関する活動は全て記入してください

基本方針において追加された

。番号欄の足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

日付	活動実施日時		活動参加人数		取組番号 (左詰め)			活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入)
	開始時刻	実施時間	農業者	農業者以外	総参加人数	支区分	活動項目	取組	備考		
4/2	19:00	2.0時間	5人	5人	10人	-	会議	300 会議	300 会議	年度取組開始に関する役員打合せ	
4/4	9:00	6.0時間	2人	2人	4人	農地維持, 共同, 共同, 共同	点検, 機能診断, 機能診断, 機能診断, 機能診断	1 点検, 24 農用地の機能診断, 25 水路の機能診断, 26 農道の機能診断, 27 ため池の機能診断	1 点検, 24 農用地の機能診断, 25 水路の機能診断, 26 農道の機能診断, 27 ため池の機能診断	農用地、用水路、排水路、農道、ため池（全施設）を対象	
4/4						農地維持, 共同, 共同, 共同	計画策定, 全, 観形成・生活環境保全	策定, 全, 観形成・生活環境保全	2 28 34 35 36	別様式の【取組番号表】の取組の内容の表を参考に番号を選択し記入してください	備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します
4/24	8:30	1.5時間				共同, 共同, 共同	水質保全, 水質保全, 増進活動, 啓発・普及	42 水質モニタリングの実施・記録管理 (水質保全), 101 水田からの排水 (濁水) 管理 (水質保全), 56 農村環境保全活動の幅広い展開, 51 啓発・普及活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理 (水質保全), 101 水田からの排水 (濁水) 管理 (水質保全), 56 農村環境保全活動の幅広い展開, 51 啓発・普及活動	のぼり旗の設置 水田からの排水 (濁水) 管理 1 回目 透視度調査 1 回目	
4/25	8:30	3.5時間	20人	40人	60人	農地維持, 農地維持	水路/農道	7 水路の草刈り, 10 農道の草刈り	7 水路の草刈り, 10 農道の草刈り	用水路、排水路、農道の草刈り	
5/1	9:00	1.0時間	1人	1人	2人	共同, 共同, 共同	水質保全, 水質保全, 増進活動	42 水質モニタリングの実施・記録管理 (水質保全), 101 水田からの排水 (濁水) 管理 (水質保全), 56 農村環境保全活動の幅広い展開	42 水質モニタリングの実施・記録管理 (水質保全), 101 水田からの排水 (濁水) 管理 (水質保全), 56 農村環境保全活動の幅広い展開	水田からの排水 (濁水) 管理 2 回目 透視度調査 2 回目	

長時間や昼をまたぐ場合は、休憩や昼食時間等を除いて、実働時間を概ね0.5時間単位で記入してください

関連する一連の活動ごとに一行で記入してください  
同一の活動でも、時間帯により参加人数が異なる場合は最多の参加人数を記入してください  
なお、一つの活動でも複数の取組に該当する場合は、該当する全ての取組の番号を記入します

農業に少しでも従事していれば「農業者」です  
土地持ち非農家は「農業者以外」です

活動実施日時		活動参加人数		取組番号 (左詰め)			活動内容		備考 (具体的な活動内容を記入)
日付	実施時間 開始時刻   実施時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数	支払区分	活動項目	取組		
5/3	9:00   1.0時間	1人	1人	2人	42 101 56 共同,共同, 共同	水質保全,水質 保全,増進活動	42 水質モニタリングの実 施・記録管理 (水質保 全),101 水田からの排水 (濁水) 管理 (水質保 全),56 農村環境保全活動 の幅広い展開	水田からの排水(濁水) 管理 3回目 透視度調査 3回目	
5/5	8:30   1.0時間	1人	1人	2人	42 101 56 共同,共同, 共同	水質保全,水質 保全,増進活動	42 水質モニタリングの実 施・記録管理 (水質保 全),101 水田からの排水 (濁水) 管理 (水質保 全),56 農村環境保全活動 の幅広い展開	水田からの排水(濁水) 管理 4回目 透視度調査 4回目	
5/20	8:30   3.5時間	20人	30人	50人	5 7 8 10 13 農地維持, 農地維持, 農地維持, 農地維持,	農用地,水路,水 路,農道,ため池	5 畦畔・法面・防風林の草 刈り,7 水路の草刈り,8 水 路の泥上げ,10 農道の草刈 り,13 ため池の草刈り	農用地および全施設の草刈り	
6/5	13:00   3.0時間	5人	20人	25人	39 共同	生態系保全	39 生物の生息状況の把握 (生態系保全)	ホタルの観察会	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	
:	:	:	:	:	:	:	:	:	
行が不足すると思いますので、この線より上で行挿入 して、挿入前の行を行単位でコピーしてください (行挿入部分は数式が空欄となっておりますので活動 内容が表示されません)									
この線より上に行を挿入してください。									

農業者	20人	農業者 以外	40人	合計	60人
-----	-----	-----------	-----	----	-----

活動に参加した最大人数

活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以  
外」の項目で年間最大となっている参加人



主な活動における 参考記入例  
【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します

主な活動  
(様式にはこの欄の記載は  
ありません)

主な活動 (様式にはこの欄の記載は ありません)	活動実施日時			活動参加人数			取組番号 (左詰め)				活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考に記入例を記載】	
	日付	実施時間		農業者 以外	農業者 人数	1	24	25	26	27	28	支払区分	活動項目		取組
		開始時刻	実施時間												
点検・機能診断	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	農地維持	点検	1 点検	・遊休農地の確認 ・○○の点検
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	共同,共同, 共同,共同	機能診断,機能 診断,機能診断, 機能診断	24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の 機能診断,27 ため池の機能 診断	・機能診断、記録管理
計画策定	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	農地維持, 共同,共同, 共同,共同	点検,機能診断, 機能診断,機能 診断,機能診断	1 点検,24 農用地の機能診 断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断,27 ため池 の機能診断	・遊休農地の確認 ・○○の点検 ・機能診断、記録管理
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	農地維持	計画策定	2 年度活動計画の策定	・当初計画 ・変更計画
計画策定	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	共同	計画策定	28 年度活動計画の策定	・当初計画 ・変更計画
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	共同,共同, 共同	生態系保全,水 質保全,景観形 成・生活環境保 全	34 生物多様性保全計画の策 定,35 水質保全計画、農地保全 計画の策定,36 景観形成計画、 生活環境保全計画の策定	・当初計画 ・変更計画
計画策定	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	農地維持, 共同,共同, 共同	計画策定,計画策 定,生態系保全,水 質保全,景観形 成・生活環境保 全	2 年度活動計画の策定,28 年度活動 計画の策定,34 生物多様性保全計画 の策定,35 水質保全計画、農地保全 計画の策定,36 景観形成計画、生活 環境保全計画の策定	・当初計画 ・変更計画

「37:水田貯留・地下水涵養」「38:資源循環」もあります

## 主な活動における 参考記入例

【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します

主な活動 (様式にはこの欄の記載は ありません)	活動実施日時				活動参加人数			取組番号 (左詰め)			活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考記入例を記載】	
	日付	実施時刻		農業者 以外	農業者 人数	3	29	3	29	3	29	3	29		
		開始時刻	実施時間												
	日付	開始時刻	実施時間	農業者 以外	農業者 人数	3	29	3	29	3	29	3	29		
[農地維持] 事務・組織運営等の研修 【必須】(活動期間内)	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	3 事務・組織運営等に関する研修 農地維持	・○○○研修会受講 (研修会の名称を記入)
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	29 機能診断・補修技術等に関する研修 共同	・○○○研修会受講 (研修会の名称を記入)
[農地維持] 事務・組織運営等の研修 [資源向上] 機能診断・補修技術等の研修を同時 草刈り	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	3 事務・組織運営等に関する研修, 29 機能診断・補修技術等に関する研修 農地維持, 共同	・○○○研修会受講 (研修会の名称を記入)
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	4 遊休農地発生防止(遊休農地化の恐れがある場合) 農地維持	(遊休農地化の恐れがある) ・農地の草刈り ○○○
[農地維持] 草刈り(畦畔・農地法面・水路・農道・ため池) 農地・畦畔・獣害防止柵	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	5 畦畔・法面・防風林の草刈り, 7 水路の草刈り, 10 農道, 13 ため池の草刈り 農地維持, 農地維持, 農地維持	・○○○○の草刈り
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	6 鳥獣害防護柵等の保守管理 農地維持	・下草刈り ・簡易補修
[資源向上(共同)] 農地の軽微な補修(畦畔の再構築・暗渠排水の清掃・除藻・獣害防止策の補修改修・簡易柵設置・さめこまかな雑草対策) 農地・畦畔・獣害防止柵	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	30 農用地の軽微な補修等 共同	・畦畔の再構築・暗渠排水の清掃・除藻・獣害防止策の補修・簡易柵設置・さめこまかな雑草対策、等
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	○人	「5:農地」「7:水路」「10:農道」「13:ため池」のうち実施対象を選択して記入	

## 主な活動における 参考記入例

【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します

主な活動 (様式にはこの欄の記載は ありません)	活動実施日時			活動参加人数		取組番号 (左詰め)			活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考記入例を記載】
	日付	実施時間		農業者 以外	農業者 人数	支払区分	活動項目	取組				
		開始時刻	実施時間									
				農業者	総参加 人数							
泥上げ	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	8	農地維持	水路	8 水路の泥上げ	水路の泥上げ •排水路の泥上げ •用水路の泥上げ •水路樹の泥上げ、等		
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	11	農地維持	農道	11 農道側溝の泥上げ	農道側溝の泥上げ •農道側溝樹の泥上げ、等		
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	14	農地維持	ため池	14 ため池の泥上げ	•○○池の泥上げ •○○池洪水吐の泥上げ、等		
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	8 11 14	農地維持, 農地維持,	水路/農道/ため池	8 水路の泥上げ,11 農道側溝の泥上げ,14 ため池の泥上げ	(具体的な取組実施内容を記入) ○○○の泥上げ		
同一作業日・同一時間・同一参加人数であれば「8:水路の泥上げ」「11:側溝の泥上げ」「14:ため池の泥上げ」を一括記入もできます												
水路、関係施設	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	9	農地維持	水路	9 水路附帯施設の保守管理	•ゲートの注油、塗装、等		
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	31	共同	水路	31 水路の軽微な補修等	(具体的な補修対象施設と対処法) •○○の補修・補強、等		
	○/○	0:00	0:00時間	○人	○人	61 62	長寿命化, 長寿命化	水路/水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	(具体的な補修・更新対象施設と対処法) •○○の補修・更新、等		
「農地維持・共同活動」の場合も該当、「長寿命化」取組組織は【必須】												
				○人	○人	61	長寿命化,	水路/水路	61 水路の補修,62 水路の更新等	「61:補修」「62:更新」を適宜選択		

## 主な活動における 参考記入例

【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します

主な活動 (様式にはこの欄の記載はありません) ありませぬ	活動実施日時			活動参加人数			取組番号 (左詰め)			活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考に記入例を記載】		
	日付	実施時間		農業者 以外	農業者 人数	12	32	63	64	63:補修	64:更新	65		66	
		開始時刻	実施時間												
	〇/〇	0:00	0:00時間	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人		〇人	
農道	[農地維持] 路面の維持 砂利の補充 (舗装の補修は除く)	〇/〇	0:00	0:00時間	〇人	〇人	12					農道	農地維持	12 路面の維持	(具体的な補修対象施設と対処法) ・砕石による窪み補修
	[資源向上 (共同)] 農道の軽微な補修 路肩、法面、舗装や側溝等破損の補修等	〇/〇	0:00	0:00時間	〇人	〇人	32					農道	共同	32 農道の軽微な補修等	(具体的な補修対象施設と対処法) ・〇〇の補修・補強、等
ため池	[農地維持・共同活動]の場合も該当 [長寿命化] 農道関係の補修 (軽微を除く)、更新	〇/〇	0:00	0:00時間	〇人	〇人	63	64				農道/農道	長寿命化, 長寿命化	63 農道の補修,64 農道の更新等	(具体的な補修対象施設と対処法) ・〇〇の補修・舗装の打替え、等
	[資源向上 (共同)] ため池の軽微な補修 破損施設の補修、堤体浸食の早期補修等	〇/〇	0:00	0:00時間	〇人	〇人	33					ため池	共同	33 ため池の軽微な補修等	(具体的な補修対象施設と対処法) ・〇〇の補修・補強、等
	[農地維持・共同活動]の場合も該当 [長寿命化] ため池関係の補修 (軽微を除く)、更新	〇/〇	0:00	0:00時間	〇人	〇人	65	66				ため池,ため池	長寿命化, 長寿命化	65 ため池の補修,66 ため池 (附帯施設) の更新等	(具体的な補修対象施設と対処法) ・〇〇の補修・更新、等



# 主な活動における 参考記入例

【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるように補足説明を簡単に記入します

主な活動 (様式にはこの欄の記載は ありません)	活動実施日時		活動参加人数			取組番号 (左詰め)		活動内容		備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考に記入例を記載】	
	日付	実施時刻   実施時間	農業者   農業者以外	総参加 人数	支払区分	活動項目	取組	活動内容			
								開始時刻	実施時間		
	日付		開始時刻	実施時間	農業者	農業者以外	総参加人数	支払区分	活動項目		取組
[資源向上 (共同)] 生態系保全 生物の生息状況の把握 【必須】 (何れか)	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	39人	56	共同	生態系保全,増進活動	39 生物の生息状況の把握 (生態系保全),56 農村環境保全活動の幅広い展開	・ 生き物観察会 ・ ホタルの観察会、等
	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	40人	56	共同	生態系保全,増進活動	40 外来種の駆除 (生態系保全),56 農村環境保全活動の幅広い展開	・ 外来種の魚類 (ブラックバス等) ・ 植物 (セイタカアワダチソウ等) の除去、等
	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	41人	56	共同	生態系保全,増進活動	41 その他 (生態系保全),56 農村環境保全活動の幅広い展開	・ 生態系に配慮した〇〇施設の管理 ・ 水田を活用した生物環境づくり ・ 生物の生活史に配慮した施設管理 ・ 〇〇の放流や〇〇の植栽による在来生物の育成 ・ 希少種 (〇〇) の管理、等
注)「生態系保全型」に取組の組織は必須(「104」「105」「106」「107」の何れか)											
[資源向上 (共同)] 生物多様性の回復 水路魚道の設置 「生態系保全型」のみ【必須】	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	104人		共同	生物多様性の回復	104 水田魚道の設置 (生物多様性の回復)	・ 設置準備 ・ 設置作業、等 ・ 補修作業、等
	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	105人		共同	生物多様性の回復	105 水路魚道の設置 (生物多様性の回復)	・ 設置準備 ・ 設置作業、等 ・ 補修作業、等
	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	106人		共同	生物多様性の回復	106 生息環境向上施設の設置 (生物多様性の回復)	・ 設置準備 ・ 設置作業、等 ・ 補修作業、等
注)「生態系保全型」に取組の組織は必須(「104」「105」「106」「107」の何れか)											
[資源向上 (共同)] 生物多様性の回復 生物の移動経路の確保	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	107人		共同	生物多様性の回復	107 生物の移動経路の確保 (生物多様性の回復)	・ 設置準備 ・ 設置作業、等 ・ 補修作業、等
	O/O	0:00	0.0時間	O人	O人	107人		共同	生物多様性の回復	107 生物の移動経路の確保 (生物多様性の回復)	・ 設置準備 ・ 設置作業、等 ・ 補修作業、等

## 主な活動における 参考記入例

【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します

主な活動 (様式にはこの欄の記載はありません) ありませぬ	活動実施日時		活動参加人数		取組番号 (左詰め)		活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考】に記入例を記載		
	日付	開始時刻	実施時間	農業者	農業者以外	支払区分	活動項目	取組	備考			
											日付	開始時刻
[必須] 水質保全 [水田からの排水(濁水)管理、臭い管理、臭い管理、水質モニタリングの実施、記録管理、透視度調査]	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	101	42	56	共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動	101 水田からの排水(濁水)管理(水質保全)4.2水質モニタリングの実施・記録管理(水質保全)5.6環境保全活動の幅広	水田からの排水(濁水)管理 ○回目 透視度調査 ○回目
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	43	56		共同,共同	水質保全,増進活動	43 畑からの土砂流出対策(水質保全),56 農村環境保全活動の幅広	植栽帯の設置 ○○○○による土砂流出対策、等
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	44	56		共同,共同	水質保全,増進活動	44 その他(水質保全),56 農村環境保全活動の幅広	水資源の保全に配慮した〇〇施設の管理 ・循環・反復かんがいの実施 ・非かんがいの節水 ・管理省力化や節水に寄与する「一ト、給水栓等の自動化、等
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	102			共同	公共用水域の水質保全活動	102 内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動(公共用水域の水質保全活動)	内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動(公共用水域の水質保全活動)
[必須] 景観形成・生活環境保全 [資源向上(共同)] [水質保全 畑からの土砂流出対策]	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	45	56		共同,共同	景観形成・生活環境保全,増進	45 植栽等の景観形成活動(景観形成・生活環境保全),56 農村環境保全活動	(具体的な取組実施内容) ・集落内用水路に花の植栽 ・農地を活用したコスモス園、等
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	46	56		共同,共同	景観形成・生活環境保全,増進	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃(景観形成・生活環境保全),56 農村環境保全活動の幅広	(具体的な取組実施内容) ・集落内用水路の清掃 ・農地やため池の定期的ゴミ除去、不法投棄等パトロール ・農道の除雪、等
	O/O	0:00	0.0時間	○人	○人	47	56		共同,共同	景観形成・生活環境保全,増進	47 その他(景観形成・生活環境保全),56 農村環境保全活動の幅広	(具体的な取組実施内容) ・農業用水の生活用水、防火用水、消流雪用として管理 ・農業用水路の親水空間利用 ・ため池の水辺空間形成、等

# 主な活動における 参考記入例

【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します

主な活動  
(様式にはこの欄の記載は  
ありません)

主な活動	活動実施日時		活動参加人数		取組番号 (左詰め)		活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考記入例を記載】
	日付	実施時刻 開始時刻 実施時刻	農業者 以外	農業者 人数	共同	共同	支払区分	活動項目	取組	
水田貯留機能増進、地下水かん養	〇/〇	0:00 0:00時間	〇人	〇人	48	(56)	共同	水田貯留・地下水かん養増進	48 水田の貯留機能向上活動 (水田貯留機能増進・地下水かん養), 56 農村環境	(具体的な取組実施内容) ・落水口に排水調整板設置、 等
注)「防災減災型」(田んぼダム)に取組の組織は必須										
[資源向上 (共同)] 水田貯留機能増進 大雨時洪水防止の水 田貯留 (田んぼダム)	〇/〇	0:00 0:00時間	〇人	〇人	103		共同	水田の貯留機能向上活動	103 水田の貯留機能向上活動 (水田の貯留機能向上活動)	(具体的な取組実施内容) ・落水口に排水調整板設置、 高さ調整、排水路湖畔盛土転 圧、等
[資源向上 (共同)] 水田貯留機能増進、地 下水かん養 地下水かん養のための 水田湛水、かん養林の保全	〇/〇	0:00 0:00時間	〇人	〇人	49	(56)	共同	水田貯留・地下水かん養増進	49 地下水かん養活動、水源かん養林の保全 (水田貯留機能増進・地下水かん養)	(具体的な取組実施内容) ・水田湛水 ・水源かん養林の保全活動、 等
資源循環	〇/〇	0:00 0:00時間	〇人	〇人	50	(56)	共同	資源循環増進活動	50 地域資源の活用・資源循環活動 (資源循環), 56 農村環境保全活動の幅広い展開	(具体的な取組実施内容) ・生ごみ等有機物質の堆肥化 ・間伐材利用 (防護柵等) ・用水の反復利用 ・小水力発電施設管理、等
異常気象対応	〇/〇	0:00 0:00時間	〇人	〇人	16		農地維持	共通	16 異常気象時の対応	・台風〇号、大雨、強風、大雪、地震等による
推進活動	〇/〇	0:00 0:00時間	〇人	〇人	17・18・19・20・21・22・23		農地維持	推進活動	活動計画書の「地域資源の適切な安全管理のための推進活動 4)」で選択している項目番号「17~23」の記入	(具体的な取組実施内容を記入) ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	〇/〇	0:00 0:00時間	〇人	〇人	52・53・54・55・57・58・59		共同	推進活動	活動計画書の「多面的機能の増進を図る活動」に該当する場合は「52~60 (56,60を除く)」を記入	(具体的な取組実施内容を記入) ・〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

## 主な活動における 参考記入例 【※日当の支払がある場合は必須記入】

備考欄には、活動内容の概要がわかるよう補足説明を簡単に記入します

主な活動 (様式にはこの欄の記載はありません) ありませぬ	活動実施日時		活動参加人数			取組番号 (左詰め)			活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入) 【参考に記入例を記載】	
	日付	開始時刻	実施時間	農業者	農業者以外	総参加人数	支払区分	活動項目	取組				
										0:00	0:00		0:00
啓発・普及	〇/〇	0:00	0.0時間	〇人	〇人	〇人	51	共同	啓発・普及	51 啓発・普及活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>寄合の場を利用した、勉強会、話し合い(必要に応じて専門家の指導(助言)、等</li> <li>地域住民との交流活動、学校教育等との連携、行政機関等との連携、地域内の規制等とのとりまとめ</li> </ul>	
広報	〇/〇	0:00	0.0時間	〇人	〇人	〇人	60	共同	増進活動	60 広報活動		(広報手段) ・機関誌、パンフレットの作成 ・配布、ポスター、看板の作成 ・掲示、ビデオ上映、ホームページ開設、等	
事務処理	〇/〇	0:00	0.0時間	〇人	〇人	〇人	200	-	事務処理	200 事務処理		<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇書類整理、作成</li> <li>〇〇会計処理、等</li> </ul>	
会議など	〇/〇	0:00	0.0時間	〇人	〇人	〇人	300	-	会議	300 会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇会計監査</li> <li>〇〇総会</li> </ul>	
	〇/〇	0:00	0.0時間	〇人	〇人	〇人	300	-	会議	300 会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>〇〇役員会</li> <li>〇〇〇〇についての協議、打合せ</li> </ul>	
	〇/〇	別紙日報	別紙日報	〇人	〇人	〇人	00	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			
	〇月 随時	別紙日報	別紙日報	〇人	〇人	〇人	00	〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇			

「啓発・普及活動」と「広報活動」は分けて記入

活動計画書の「多面的機能の増進を図る活動」の項目番号「60」を記入

注)日当支払対象の場合は必須

注)日当支払対象の場合は必須

一定期間に一連の作業を個別に実施している場合

期間中の毎日の日報を必ず添付してください

参加人数は期間中の参加者の累計を記入



取組番号表

取組番号	200
事務処理	300
会議など	



見落としに注意してください

□:必須、○:点検結果に基づいて実施の必要性を判断、◇:◇の中から必ず1つ以上

【農地維持活動】  
(地域資源の基礎的な保全活動)

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)	
1(農地維持)	点検・計画策定	点検	1	遊休農地等の発生状況の把握 施設の点検(水路、農道、ため池) 年度活動計画の策定	
		計画策定	2	年度活動計画の策定	
	研修	研修	3	活動に関する事務書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研修	
		実践活動	4	遊休農地発生防止のための保全管理	
	水路	農用地	畦畔・法面・防風林の草刈り	5	畦畔・農用地法面等の草刈り
			鳥獣害防護柵等の保守管理	6	防風林の枝払い・下草の草刈り 鳥獣害防護柵の適正管理 防風ネットの適正管理
		水路	水路の草刈り	7	水路の草刈り
			水路の泥上げ	8	ポンプ場、調整施設等の草刈り 水路の泥上げ
		農道	水路附帯施設の保守管理	9	ポンプ吸水槽等の泥上げ かんがい期前の注油 ゲート類等の保守管理 遮光施設の適正管理
			農道の草刈り	10	路肩・法面の草刈り
			農道側溝の泥上げ	11	側溝の泥上げ
			路面の維持	12	路面の維持
		ため池	ため池の草刈り	13	ため池の草刈り
			ため池の泥上げ	14	ため池の泥上げ かんがい期前の施設の清掃・防塵
	共通	ため池附帯施設の保守管理	15	管理道路の管理 遮光施設の適正管理 ゲート類の保守管理	
		異常気象時の対応	16	異常気象後の見回り(農用地、水路、農道、ため池) 異常気象後の応急措置(農用地、水路、農道、ため池)	

(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
1(農地維持)	推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催
		農業者に対する意向調査、現地調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
		不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
		集落外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等(集落外の住民、組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
		地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
		その他	23	-

【資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)】

(施設の軽微な補修)

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	機能診断・ 計画策定	機能診断	24	施設の機能診断(農用地)
		農用地の機能診断		診断結果の記録管理(農用地)
		水路の機能診断	25	水路の機能診断(水路)
		農道の機能診断	26	診断結果の記録管理(水路)
		農道の機能診断		施設の機能診断(農道)
		ため池の機能診断	27	診断結果の記録管理(農道)
		ため池の機能診断		施設の機能診断(ため池)
		年度活動計画の策定	28	診断結果の記録管理(ため池)
		年度活動計画の策定		年度活動計画の策定
		研修	機能診断・補修技術等に関する研修 <small>※活動期間(5年間)内に1回以上の受</small>	29
実践活動	農用地	農用地	30	畦畔の再構築 農用地法面の初期補修 暗渠施設の清掃 農用地の除れき 鳥獣害防護柵の補修・設置 防風ネットの補修・設置 きめ細やかな雑草対策 水路側壁のはらみ修正 目地詰め 表面劣化に対するコーティング等 不同沈下に対する早期対応 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 水路に付着した藻等の除去 水路法面の初期補修 破損施設の補修(水路)
		水路の軽微な補修等	31	きめ細やかな雑草対策(水路) 破損施設の補修(水路) パイプラインの破損施設の補修 パイプ内の清掃 給水栓ボックス基礎部の補強 破損施設の補修(水路の附帯施設) 給水栓に対する凍結防止対策 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 遮光施設の補修等

□:必須、○:機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断、◇:◇の中から必ず1つ以上  
△:自由選択

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	実践活動 農道		32	路肩、法面の初期補修 軌道等の運搬施設の維持補修 破損施設の補修(農道) さめ細やかな雑草対策(農道) 側溝の目地詰め 側溝の不同沈下への早期対応 側溝の裏込材の充填 破損施設の補修(農道の附帯施設) 遮水シートの補修 コンクリート構造物の目地詰め コンクリート構造物の表面劣化への対応
		農道の軽微な補修等	33	堤体侵食の早期補修 破損施設の補修(ため池の堤体) さめ細やかな雑草対策(ため池の堤体) 破損施設の補修(ため池の附帯施設) 遮光施設の補修等
	ため池	ため池の軽微な補修等		
	※ため池も対象とする場合			

(農村環境保全活動)  
□:必須、○:機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断、◇:◇の中から必ず1つ以上  
△:自由選択

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	計画策定 テーマ		34	生物多様性保全計画の策定
	生態系保全		35	水質保全計画の策定
	水質保全		36	農地の保全に係る計画の策定
	景観形成・生活環境保全	景観形成計画、生活環境保全計画の策定	37	景観形成、生活環境保全計画の策定
	水田貯留機能増進・地下水かん養	水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の策定	38	水田貯留機能増進に係る地域計画の策定
	資源循環	資源循環計画の策定	39	地下水かん養に係る地域計画の策定
	生態系保全	生物の生息状況の把握	40	資源循環に係る地域計画の策定
	実践活動	外来種の駆除	41	生物の生息状況の把握
		その他(生態系保全)	42	外来種の駆除
			43	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理 水田を活用した生息環境の提供 生物の生活史を考慮した適正管理 放流・植栽を通じた在来生物の育成 希少種の監視
	水質保全	水田からの排水(濁水)管理	101	生物多様性保全に配慮した施設の適正管理
		水質モニタリングの実施・記録管理	42	水田をモニタリングの実施・記録管理
		畑からの土砂流出対策	43	水質モニタリングの林地帯等の適正管理 排水路沿いの林地帯等の適正管理 沈砂池の適正管理
		その他(水質保全)	44	土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理 水質保全を考慮した施設の適正管理 水田からの排水(濁水)管理 → 「101」を記入してください 循環かんがいの実施 非かんがいの期における通水 管理作業の省力化による水資源の保全

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	実践活動	テーマ 景観形成・生活環境保全 水田貯留機能増進・地下水かん養 資源循環 公共用水域の水質保全活動 水田の貯留機能向上・生物多様性の回復	4A	景観形成のための施設への植栽等 農用地等を活用した景観形成活動
			4B	施設等の定期的な巡回点検・清掃
			4C	その他(景観形成・生活環境保全)
			4D	水田の貯留機能向上活動
			4E	水田の地下水かん養機能向上活動、 水源かん養の保全
			50	地域資源の活用・資源循環のための活動
			102	内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動
			103	水田の貯留機能向上活動
			104	水田魚道の設置
			106	水田魚道の設置
107	生息環境向上施設の設置 生物の移動経路の確保			
	啓発・普及	啓発・普及活動	51	広報活動 啓発活動 地域住民等との交流活動 学校教育等との連携 行政機関等との連携 地域内の規制等の取り決め

□: 必須、○: 機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断、◇: ◇の中から必ず1つ以上  
△: 自由選択

支区分	活動項目	取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)
2(資源向上)	増進活動	遊休農地の有効活用 農地周りの環境改善活動の強化 地域住民による直営施工 防災・減災力の強化 農村環境保全活動の幅広い展開 医療・福祉との連携 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 県、市町が特に認める活動 広報活動	5A	遊休農地の有効活用
			5B	農地周りの共同活動の強化
			5C	地域住民による直営施工
			5D	防災・減災力の強化
			5E	農村環境保全活動の幅広い展開
			5F	医療・福祉との連携
			5G	農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
			5H	県、市町が特に認める活動
			5I	広報活動
			60	広報活動

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

□:必須、○:機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断、◇:◇の中から必ず1つ以上  
△:自由選択

支払区分	活動項目		取組	取組番号	取組の内容(平成30年度までの取組名)	
	実施活動	施設区分				
3(長寿命化)	実践活動	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     ※「長寿命化交付金」交付組織は、水路の補修または水路の更新は【必須】                 </div>	水路	水路の補修	△1	水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の高上げ U字リユーム等既設水路の再布設 集水柵、分水柵の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修 素掘り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新 ゲート、ポンプの更新 安全施設の設定
			水路の更新等	△2	上記の水路整備のうち排水路の補修更新にかかるといえるかかればかかればの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保(生息・生育環境の確保)、水田と排水路と河川を魚道でつなげる(移動経路の確保)など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設の設定	
			生物多様性保全水路整備(排水路)	108		
			農道	△3	農道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部) 農道側溝の補修 未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 側溝蓋の設定 土側溝をコンクリート側溝に更新	
			ため池	△4		
			ため池の補修	△5	洗掘箇所の補修 漏水箇所の補修 取水施設の補修 洪水吐の補修 安全施設の補修 ゲート・バルブの更新 安全施設の設定	
			ため池(附帯施設)の更新等	△6		



# 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 「取組番号」と活動指針

(平成30年4月)

## ★活動指針

この指針は、農用地、水路、農道などの地域資源が将来にわたり良好な状態で保全管理されるよう、標準的な地域ぐるみの共同活動を整理し、活動組織のみなさんが取り組む活動項目毎に、その具体的な取り組みの内容を示すものです。

## 農地維持活動

### ★農地維持活動の活動要件の考え方

(1) 「点検・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。「研修」は、活動期間中に1回以上実施します。

(2) 「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。ただし、点検結果に基づいて

### 凡 例

- 「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）
- 「●」：点検結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み
- 「◆」：◆の中から必ず1つ以上選択して実施する取り組み
- 「A、B・・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容
- 「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

※事務処理は取組番号「200」  
会議などは取組番号「300」  
(会議：総会、監査会、打合せ会議等)

## 1. 地域資源の基礎的な保全活動

### ア. 点検・計画策定・研修

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
① 点検	1	農用地 ■遊休農地などの発生状況の把握	・活動計画に位置付けたすべての農用地について、遊休農地等の発生状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
		水路 (開水路、パイプライン) ■施設の点検	A. 活動計画に位置付けたすべての水路について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 B. 活動計画に位置付けたすべてのパイプラインについて、ポンプ吸水槽等の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。 C. かんがい期前に通水試験を実施し通水状況を把握すること	
		農道 ■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべての農道について、路面の凹凸の状況、側溝の泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）を確認すること。	
		ため池 ■施設の点検	・活動計画に位置付けたすべてのため池について、泥の堆積状況（ゴミの投棄状況含む）、管理道路の状況（側溝のゴミの投棄状況含む）を確認すること。 ・ため池の水抜きを行い、ゲート等のため池付帯施設の点検を行うこと。	
② 年度活動計画の策定	2	■年度活動計画の策定	・点検・機能診断の結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。	■点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。
③ 事務・組織運営等の研修	3	■活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修	・活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	■事務・組織運営等に関する研修について、5年間に1回以上受講する。

# イ. 実践活動

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件	
農用地	① 遊休農地発生防止のための保全管理	4	■遊休農地発生防止のための保全管理	・農地の草刈り等や害虫駆除を適正に行い、耕作可能な状態に農用地を保全管理すること。なお、既遊休農地については、活動期間内に遊休農地を解消すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・農用地法面等の草刈り等を毎年度実施する。
	② 畦畔・農用地法面・防風林などの草刈り	5	■畦畔・農用地法面等の草刈り	・ほ場内の作業性の確保、病害虫発生低減などのために、活動計画に位置付けた畦畔・農用地法面やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産への障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
			■防風林の枝払い・下草の草刈り	・ほ場隣接の防風林やその周辺部の枝払い、草刈りまたは除草等の作業により、適正な管理を行うこと。 この際には、枝払いや草刈りまたは除草活動後の草等を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	③ 施設の適正管理	6	●鳥獣害防護柵の適正管理	・鳥獣被害防止のための防護柵の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。	●活動計画に位置付けた鳥獣害防護柵や防風ネットの適正な管理のために必要な取組を実施する。
●防風ネットの適正管理			・防風ネットの下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。		
④ 異常気象時の対応	16	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象などが収まった後に、十分に安全を確認した上で、畦畔、排水口、法面等の見回りを行い、状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農用地について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回りおよび応急処置を実施する。	
		■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合必要に応じて応急措置を行うこと。		
水路（開水路・パイプライン）	① 水路の草刈り	7	■水路の草刈り	・通水機能の維持、病害虫発生低減等のために、活動計画に位置付けた水路やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、通水機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた水路について、草刈り、泥上げ等を毎年度実施する。
			■ポンプ場、調整施設等の草刈り	・活動計画に位置付けたポンプ場、調整施設、営農飲雑用水施設等のパイプライン付帯施設やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、農業生産などへの障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
	② 水路の泥上げ	8	■水路の泥上げ	・活動計画に位置付けた水路の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。 または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	
■ポンプ吸水槽等の泥上げ			・活動計画に位置付けたポンプ吸水槽などの泥上げを実施し、施設機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げた土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。		
③ 施設の適正管理	9	●かんがい期前の注油	・活動計画に位置付けた制水弁等への注油により、施設機能に障害が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた水路施設の適正な管理のために必要な取組を実施する。	
		●ゲート類等の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート、水門、除塵機等の開水路付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、塗料や被覆資材の再塗布、管理運転等のきめ細やかな保全管理を行うこと。		
		●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。		

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件	
水路（開水路・パイプライン）	④ 異常気象時の対応	16	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、水路の見回りを行い、施設状況を把握すること。 ・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた水路について、洪水台風、地震等が収まった後に十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
		16	■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、水路に土砂や雑木等がみられる場合や水路の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。 ・異常気象等発生後の見回りの結果、パイプライン及び付帯施設の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。	
農道	① 路肩・法面の草刈り	10	■路肩・法面の草刈り	・活動計画に位置付けた農道の路肩・法面やその周辺部の草刈り、除草または枝払いを行い、通行及び農業生産に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けた農道について、路肩・法面の草刈り等を毎年度実施する。
	② 側溝の泥上げ	11	●側溝の泥上げ	・活動計画に位置付けた農道側溝の泥上げを実施し、通水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けた農道施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ 施設の適正管理	12	●路面の維持	・活動計画に位置付けた農道への砂利の補充を行う等、通行の障害となる程度の路面の凹凸をなくすようにすること。	
	④ 異常気象時の対応	16	■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、豪雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、農道の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けた農道について、洪水台風、地震等が収まった後に十分に安全を確保した上で、見回りおよび応急処置を実施する。
16		■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、農道に土砂や雑木等がみられた場合や農道機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。		
ため池	① ため池の草刈り	13	■ため池の草刈り	・活動計画に位置付けたため池やその周辺部の草刈りまたは除草を行い、ため池の機能等に障害が生じないようにすること。 この際には、草刈りまたは除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、ため池の機能及び農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	■活動計画に位置付けたため池について、草刈り等を毎年度実施する。
	② ため池の泥上げ	14	●ため池の泥上げ	・活動計画に位置付けたため池の泥上げを実施し、ため池の貯水機能に障害が生じないようにすること。 この際には、泥上げした土砂を適正に処理し、その場所に放置しないこと。または、その場に存置する場合にあっては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。	●活動計画に位置付けたため池施設等の適正な管理のために必要な取組を実施する。
	③ 付帯施設の適正管理	15	●かんがい期前の施設の清掃・防塵	・活動計画に位置付けたため池の施設について、清掃、除塵等の保守活動を行い、ため池の貯水及び配水等の機能に障害が生じないようにすること。	
			●管理道路の管理	・活動計画に位置付けたため池の管理道路を補修（草刈り、側溝の泥上げ、通行の障害となる程度の路面の凹凸の解消等）し、管理道路としての機能に障害が生じないようにすること。	
			●遮光施設の適正管理	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷を防止するために設置している遮光施設の簡易補修等の対策を行う等適正な管理を行うこと。	
④ 異常気象時の対応	16	●ゲート類の保守管理	・腐食等により劣化しやすいゲート類等のため池付帯施設の長寿命化に資するため、非かんがい期の屋内保管・冬期間の防寒対策、または、塗料や被覆資材の再塗布等のきめ細やかな保全管理を行うこと。		
		■異常気象後の見回り	・洪水、台風、地震、大雪等の異常気象等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、ため池及び付帯施設の見回りを行い、施設状況を把握すること。	■活動計画に位置付けたため池について、洪水台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確保した上で見回りおよび応急処置を実施する。	
16	■異常気象後の応急措置	・異常気象等発生後の見回りの結果、ため池に土砂や雑木等がみられる場合やため池の施設機能に障害が生じるような状況である場合、必要に応じて応急措置を行うこと。			

## 2. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
地域資源の適切な保全管理のための推進活動	17	◆農業者の検討会の開催	・農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催	◆該当する取組を選択し、毎年度実施する。
	18	◆農業者に対する意向調査、現地調査	・農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	
	19	◆不在村地主との連絡体制の整備等	・不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20	◆集落外住民や地域住民との意見交換等	・地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催	
	21	◆地域住民等に対する意向調査等	・地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査	
	22	◆有識者等による研修会、検討会の開催	・有識者等による研修会、有識者を交えた検討会	
	23	◆その他		



# 資源向上活動(共同)

## ☆資源向上活動(共同)の活動要件の考え方

- (1) 「機能診断・計画策定」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。  
「研修」は、活動期間中に1回以上実施します。
- (2) 「実践活動」は、活動計画に位置付けた農用地、施設について毎年度実施します。

### 凡 例

- 「■」：必須となる取組（施設の有無などを考慮）  
 「●」：機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する取り組み  
 「◆」：◆の中から必ず1つ以上選択して実施する取り組み  
 「□」：自由選択の取り組み  
 「A、B・・・」：施設の有無に応じてどれかを必ず選択して取り組む内容  
 「・」：選択した取組について必ず取り組む内容

※事務処理は取組番号「200」  
 会議などは取組番号「300」  
 (会議：総会、監査会、打合せ会議等)

## 1. 施設の軽微な補修

### ア. 機能診断・計画策定・研修

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件	
① 機能診断	24	農用地	■施設の機能診断 ・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット等の状況確認を行うこと。 ■診断結果の記録管理 ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。	■活動計画に位置付けた農用地および水路等の施設について、施設の機能診断、診断結果の記録管理を毎年度実施する。	
		水路 (開水路、パイプライン)	■施設の機能診断 A. 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握等）を行うこと。 B. 活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（給水栓ボックスの基礎部の状況、破損箇所の把握、調整施設の遮光施設の状況等）を行うこと。 ■診断結果の記録管理 ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。		
	26	農道	■施設の機能診断 ・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（側溝の目地部分の劣化状況、側溝の劣化状況、側溝背面の劣化状況、路肩・法面の侵食状況、破損箇所の把握等）を行うこと。 ■診断結果の記録管理 ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。		
		ため池	■施設の機能診断 ・活動計画に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設の状況確認（遮水シートの劣化状況、目地部分の劣化状況、コンクリート構造物の表面劣化状況、堤体部の侵食状況、遮光施設の状況、破損箇所の把握等）を行うこと。 ■診断結果の記録管理 ・状況確認の結果を経年的に記録管理すること。		
	② 年度活動計画の策定	28	■年度活動計画の策定 ・機能診断結果を踏まえて、実践活動の当該年度の活動計画を策定すること。		■機能診断結果を踏まえて、実践活動に関する年度活動計画を毎年策定する。



活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
③ 機能診断・補修技術等の研修	29	◆対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修	・自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	◆機能診断・補修技術等に関する研修について、5年間に1回以上受講する。
		◆老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修	・施設の長寿命化を図るための補修、更新等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	
		◆農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	・農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修を受講し、その内容を構成員と情報共有し活動に反映させること。	

## イ. 実践活動

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
農用地	① 畦畔・農用地法面等	●農用地法面の初期補修	・降雨による影響等で農用地法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた農用地について、畦畔の再構築等、必要な取組を毎年度実施する。
		●畦畔の再構築	・形状の劣化、沈下、破損等がみられる畦畔（土、コンクリート問わず）の幅や高さ等の形状回復等の対策を行うこと。	
	② 施設	●暗渠施設の清掃	・暗渠施設への高圧水による清掃等を実施し、機能の維持・回復等の対策を行うこと。	
		●農用地の除れき	・生産性の確保による遊休農地発生の防止のために、石れき等の除去を行うこと。	
		●鳥獣害防護柵の補修・設置	・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。	
		●防風ネットの補修・設置	・防風ネットの補修を行うこと。または新たに防風ネットを設置すること。	
		●きめ細やかな雑草対策	・畦畔または農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」、「抑草ネット等の設置」、または、薬剤による地上部の除草を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	
水路（開水路・パイプライン）	① 水路	●水路側壁のはらみ修正	・柵渠等により整備された水路の側壁部にはらみが発見された場合、はらみ修正等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。
		●目地詰め	・U字溝等のコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
		●表面劣化に対するコーティング等	・コンクリート構造物等の表面が劣化していた場合、表面部へのコーティング剤の塗布等の対策を行うこと。	
		●不同沈下に対する早期対応	・水路敷きが一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。	
		●側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修	・柵渠等の水路側壁の背面に土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分への裏込め材の充填、水路耕畔を補強する等の対策を行うこと。	
		●水路に付着した藻等の除去	・除塵機の破損や通水障害を解消するため、除塵機や水路内に繁茂した藻や水生植物を除去する等の対策を行うこと。	
		●水路法面の初期補修	・法面に侵食や漏水が発見された場合、補修・補強等の対策を行うこと。	
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	
		●パイプ内の清掃	・パイプライン及び排泥工等の付帯施設内に堆積した土砂やゴミ等を除去するために、高圧水による除去活動等の対策を行うこと。	
		●きめ細やかな雑草対策	・水路法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。	

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件				
水路（開水路・パイプライン）	② 付帯施設	31	●給水栓ボックス基礎部の補強	・特に洗掘を受けやすい給水栓ボックス付近の洗掘が判明した場合、補修等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた水路について、水路側壁のはらみ修正等必要な取組を毎年度実施する。			
			●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。				
			●給水栓に対する凍結防止対策	・特に冬期間を中心とした低温期及び夜間の低温を原因とするパイプ等の破裂防止のために給水栓ボックスに保温材を投入するなどの保温対策を行うこと。				
			●空気弁等への腐食防止剤の塗布等	・空気弁、バルブ、制御施設等のパイプライン付帯施設の機能を継続的に発揮させるために、腐食防止剤の塗布、清掃等のきめ細やかな保全管理を行うこと。				
			●遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。				
農道	① 農道	32	●路肩、法面の初期補修	・降雨による影響等で路肩・法面に侵食が発見された場合、補修、補強等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けた農道について、路肩法面の初期補修等、必要な取組を毎年度実施する。			
			●軌道等の運搬施設の維持補修	・軌道等の運搬施設に劣化等による障害が発生している場合、維持、補修等の対策を行うこと。				
			●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。				
	② 付帯施設	32	●きめ細やかな雑草対策	・路肩又は法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、又は、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。				
			●側溝の目地詰め	・U字溝などのコンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。				
			●側溝の不同沈下への早期対応	・側溝が一部不同沈下していた場合、当該部分の補修等の対策を行うこと。				
			●側溝の裏込材の充填	・側溝側壁の背面で土壌侵食による空洞等が発見された場合、当該部分に裏込め材の充填等の対策を行うこと。				
			●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修、簡易な補強等の対策を行うこと。				
			① 堤体	33		●遮水シートの補修	・遮水シートに破損がみられた場合、部分的に補修する等の対策を行うこと。	●活動計画に位置付けたため池について、遮水シートの補修等、必要な取組を毎年度実施する。
						●コンクリート構造物の目地詰め	・コンクリート構造物の目地部に劣化が発見された場合、目地部に充填剤を詰める等の対策を行うこと。また、目地部分の草抜きも行うこと。	
●コンクリート構造物の表面劣化への対応	・コンクリート構造物等の表面に劣化が発見された場合、表面部にコーティング剤を塗布する等の対策を行うこと。							
●堤体侵食の早期補修	・堤体の表面に侵食がみられた場合、補修等の対策を行うこと。							
●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。							
② 付帯施設	33	●きめ細やかな雑草対策	・ため池法面の形状確保や雑草繁茂・病害虫発生の抑制のために、芝等の「カバープランツの植栽・管理」や「抑草ネット等の設置」、または、「薬剤による地上部の除草」を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意することとし、抑草ネット等については、機能診断結果に基づき、必要に応じた適正な管理を行うこと。					
		●破損施設の補修	・破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。					
		●遮光施設の補修等	・アオコによる通水障害やかんがい施設の損傷等を防止するために設置している遮光施設の補修や設置を行うこと。					

## 2. 農村環境保全活動

### ア. 計画策定

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
計画策定	34	生態系保全 ●生物多様性保全計画の策定	・地域における生物多様性保全に向けて、基本方針、保全する生物、保全方法、活動内容等を示した計画（生態系保全計画書）を策定すること。	●選択した取組について、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を毎年度策定する。
	35	水質保全 ●水質保全計画の策定	・地域における水質保全に向けて、基本方針、保全方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
		●農地の保全に係る計画の策定	・地域における農地からの濁水や土砂流出の防止に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	36	景観形成・生活環境保全 ●景観形成・生活環境保全計画の策定	・地域における景観形成・生活環境保全に向けて、基本方針、目標達成方法、活動内容等を示した計画を策定すること。	
	37	水田貯留機能増進・地下水かん養 ●水田貯留機能増進に係る地域計画の策定	・地域における水田等を利用した水田貯留機能増進に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画（水田貯留機能増進計画書）を策定すること。	
●地下水かん養に係る地域計画の策定		・地域における水田等を利用した地下水かん養に向けて、基本方針、活動内容等を示した計画を策定すること。		
38	資源循環 ●資源循環に係る地域計画の策定	・地域における資源循環のために、基本方針、循環する資源、循環方法、活動内容等を示した計画を策定すること。		

### イ. 実践活動、啓発普及

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
① 生態系保全	39	◆生物の生息状況の把握	A. 地域における生物多様性保全を推進するために、保全する生物を中心とした生物等の調査を行うこと。地域に生息・生育する生物、又は保全する生物の分布図を、地域情報が把握できる地形図を活用して作成すること。 B. 地域において保全する生物の動向を把握するために、モニタリング調査を行うとともに、その記録管理を行うこと。	◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。
	40	◆外来種の駆除	・地域における生物多様性保全のため、外来の魚類等の生物を駆除する活動を行うこと。	
	41	◆生物多様性保全に配慮した施設の適正管理	A. 地域において保全する生物（主に魚類）の生息環境を創出するワンドの設置、石積み・多孔コンクリートによる護岸等を行った水路や多自然型に復元した水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚巣ブロック等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 B. 地域における魚類の生息環境を改善する魚道や段差解消等を行った水路等について、ゴミの除去等により適正な維持管理を行うこと。又は、新たに魚道等を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C. 地域における魚類等の生息環境を改善するために、水路への堰板の設置等を通じて、流速、水深の管理を行うこと。又は、保全池等の水位管理を行うこと。 D. 動物等の生息環境改善のために、植栽等によって確保した連続性のある緑地帯や動物等が道路や水路を横断しやすくなるような施設について、適正な維持管理を行うこと。または、新たに道路や水路を横断しやすくなるような施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
		◆水田を活用した生息環境の提供	A. 遊休農地等をビオトープとして位置付けるとともに、畦畔の維持や水管理等による適正な維持管理を行うこと。 B. 鳥類の餌場、ねぐらの確保又は両生類や昆虫類の産卵等のために、作物の収穫後の水田を湛水状態にする活動を行うこと。 C. 渡り鳥への保護活動として、遊休農地等を利用して鳥の餌となる植物の栽培等を行うこと。 D. 魚類、両生類等の生息場、待避場を確保するため、ほ場内に小水路等を設置し、適正な維持管理を行うこと。	
	◆生物の生活史を考慮した適正管理	A. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した草刈りを行うこと。なお、その際は水路等内の刈草等とともに捕獲された生物を水路等に戻すこと。 B. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、当該生物の生活史に配慮した水路の泥上げを行うこと。なお、その際は土砂とともにすくい上げられた生物を水路等に戻すこと。 C. 地域において保全する生物の生息環境を維持保全するために、農用地から林地等までを移動範囲とする生物のネットワークを考慮して、農用地・林地等の適正な維持管理を行うこと。		



活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件	
① 生態系保全	41	◆放流・植栽を通じた在来生物の育成	A. 生物多様性保全の観点から、地域内に以前から生息していたが、近年減少していると感じられる生物について、放流・植栽したり、生息環境を継続的に確保するための適正な維持管理を行うこと。 B. 水路法面や畦畔等に植栽する場合、通常地域内に生息しない植物を植栽するのではなく、通常地域内に生息する在来植物を植栽するとともに、定期的な草刈り等による適正な維持管理を行うこと。 C. 基礎活動としてため池の水抜きを行った後、外来種以外の魚類等の生息が確認された場合に、元のため池に戻すか、連続性のある同一水系のため池や河川等に移植すること。 D. デコイ（鳥の模型）や遮光壁の設置・管理や鳴き声を発生させる等の、鳥類の呼び寄せに寄与する活動を行うこと。 E. 鳥類の生息環境の改善のために巣箱を設置・管理すること	◆の7つの取組の中から毎年必ず1つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、集落単位もしくは専門家の指導を受けるなどして区分した地域単位で実施する。	
		◆希少種の監視	・地域における生物多様性保全のために、水路、ため池等に希少種が生息・生育する場合、乱獲等を防ぐための定期的な監視を行うこと。		
② 水質保全	101	■水田からの排水（濁水）管理	・水稲作付水田の全域で用水の節水管理や濁水流出止水板の適正な管理などの排水量が削減される取り組みを行うこと。 ・溝畔の漏水状況を確認し、濁水が発生する場合には、水路溝畔の漏水を防止するため、畦塗り機による補強や止水シートなどを設置すること。 なお、畦塗り機による補強については、作業が早すぎると畦に亀裂が入り、漏水防止効果が低下するので、3月中下旬から4月初旬に行うことが望ましい。 ・溝畔の劣化、沈下による水田からの漏水が明らかな場合は、別途、補修・補強を行うこと。	■の2つの取組は必ず実施する。 ※畑が認定農用地の7割以上を占める場合は、実践活動における「□」の取組の中から2つ以上選択して実施する。 ※広域活動組織の場合、透視度調査は集落単位もしくは対象地域の実施状況の全体が把握できる地点において実施する。	
	42	■水質モニタリングの実施・記録管理	・各集落に水守当番を設けること。 ・水稲作付水田の全域で水守当番により定期的（代掻き期3回、田植え期1回）に排水路溝畔の漏水の有無の確認および対象地域の実施状況の全体が把握できる下流域の1箇所以上において透視度調査（購入品利用、30cm以上）を同日に実施するとともに、これら結果を記録すること。 なお、溝畔からの漏水が確認された場合は、別途、補修・補強を行うこと。		
	43	□排水路沿いの林地帯等の適正管理	・水質保全に向けて、畑からの濁水等の流出抑制を図るために排水路沿いに設置した林地帯等について、下草刈り等による適正な維持管理を行うこと。または、新たに林地帯等の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。		
		□沈砂池の適正管理	・水質保全に向けて、土砂堆積機能の効果的発揮や浮遊物の流出防止を図るため、沈砂池や土砂溜樹の泥上げやその施設への植栽を行い、適正な管理を行うこと。または、新たに沈砂池の設置を行い、適正な維持管理を行うこと。		
		□土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	A. 水質保全に向けて、農用地からの土壌流出を抑制するために設置したグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）について、適正な維持管理を行うこと。または、新たにグリーンベルト（緑地帯）等（畦畔、木柵等含む）を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 水質保全に向けて、作物収穫後に通常裸地期間となる場合、土壌流出を抑制するために営農目的以外で流出防止対策（マルチ、敷きわら、植物の植栽等）を行い、適正維持管理を行うこと。		
	44	□水質保全を考慮した施設の適正管理	A. 水質保全のために、排水路やため池内に植栽したヨシ等の植物について、適正な時期に刈り取りを行い、排水路やため池外に搬出し処分する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たにヨシ等を植栽し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 水質保全のために、排水路やため池内に設置した木炭等の接触材を利用した浄化施設等の水質改善施設について、接触材を定期的に更新する等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに水質改善施設を設置し、適正な維持管理を行うこと。 C. 水質保全のために、排水路に設置した浄化池について、泥上げ、清掃等の適正な維持管理を行うこと。または、新たに浄化池を設置して適正な維持管理を行うこと。		□地域の意向（選択）により実施する。
		□循環かんがいの実施	・地域内外の水質を保全するため、地域内での循環かんがいを実施すること。		
□非かんがい期における通水		・水質改善や悪臭発生防止のために、非かんがい期においてもゲート等の適正な管理等によって水路に通水すること。			
□管理作業の省力化による水資源の保全		・管理作業を省力化し、水資源の逼迫や下流閉鎖水域の水質悪化を改善するため、末端ゲート・バルブまたは給水栓・取水口の自動化等を行うこと。			

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
③ 景観形成・生活環境保全	45	□景観形成のための施設への植栽等	A. 農用地（畦畔、防風林含む）、水路、ため池、農道（路肩含む）を活用して景観を良くするために、花壇、植生土のうの設置や景観植物の植栽を行うとともに、ゴミの除去等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 B. 景観形成のために、水路等に水生植物（花き等）を植栽するとともに、補植等による適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。 C. 景観形成のために、農道の歩道部分を木材チップで覆う等の活動を行うこと。	□地域の意向（選択）により実施する。
		□農用地等を活用した景観形成活動	【農用地等を活用した景観形成活動】 A. 農用地等の資源が活用されて形成される良好な景観を維持、改善するため、農用地周辺の屋敷林の適正管理、廃屋（使用されなくなった農具小屋等）の撤去又は周辺景観に配慮した利活用、複数の施設の壁の同系色化等の活動を実施し景観形成を図ること  【農用地等を活用した景観に配慮した作付け】 B. 農用地への作物の作付け及び輪作を行う際に、農用地への景観作物の作付けや景観に配慮した輪作を行うこと。 C. 農村の景観を良好にするために、遊休農地等に景観植物等の植栽を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
	46	□施設等の定期的な巡回点検・清掃	A. 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、ゴミの不法投棄防止のための巡回点検を行うこと。 B. 地域内の景観保全及び生活環境保全のために、農用地、開水路、パイプライン付帯施設、ため池、農道等の施設周辺のゴミを定期的に除去すること C. 地域の重要な通行の場となっている農道の除雪を行うこと。 D. 畦畔法面の管理作業を省力化し、管理の粗放化による病虫害の増加、景観の悪化等を防止するため、法面への小段（犬走り）の設置を行うこと。	
	47	□農業用水の地域用水としての利用・管理	A. 農業用水を生活用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように利用区間の水路底やその周辺部の清掃及び適正な維持管理を行うこと。 B. 農業用水を防火用水として利用するとともに、適正な利用が可能となるように防火水槽の定期的な清掃、防火訓練への協力、水位確保のための堰板管理等を行うこと。 C. 農業用水を消流雪用に利用するとともに、その適正な利用が可能となるように降雪期前の点検、補修、及びその他期間にも適正な維持管理を行うこと。 D. 集落内にある水路を親水空間として利活用し、定期的な清掃等により、適正な維持管理を行うこと。 E. 農村の水辺空間の景観形成を図るため、非かんがい期においても、ため池に貯水すること。	
		□伝統的施設や農法の保全・実施	A. はさ掛け等の伝統農法の実践を通じて農村特有の景観形成を図ること。 B. 地域に賦存する歴史的な価値のある農業施設の保全を行うこと。 C. 景観形成のために、機械作業が不可能な棚田等の石垣法面の草刈りや補修等を適正に行うこと。	
	□農用地からの風塵の防止活動	・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽を行い、適正な維持管理を行う等の取組を行うこと。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。		
④ 水田貯留機能増進・地下水かん養	48	□水田の貯留機能向上活動	A. 大雨時の水田からの排水を調節するため、水田の落水口に排水調整板の設置等を行うこと。 B. 大雨時の水田での貯留効果を向上させるため、畦畔の嵩上げ等を行うこと。 C. 大雨時に、水田への湛水による一時貯留やため池の空容量を活用し、貯留機能を向上させるため、ゲート等の操作や排水ポンプの稼働を行うこと。	□地域の意向（選択）により実施する。
		49	□水田の地下水かん養機能向上活動	
		□水源かん養林の保全	・地下水かん養の便益を受ける地域が上流域の地域と連携を取りながら、水源かん養林を対象にした保全活動を行うこと。	



活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
⑤ 資源循環	50	<input type="checkbox"/> 地域資源の活用・資源循環のための活動	<p>【有機性物質のたい肥化】</p> <p>A. 資源の循環を推進するために、家庭からの生ゴミ等を収集し、たい肥化を図ること。</p> <p>B. 資源の循環を推進するために、農業集落排水施設から発生する汚泥を収集し、たい肥化を図ること。</p> <p>【間伐材等を利用した防護柵等の適正管理】</p> <p>C. 地域及び周辺で産出される間伐材を利用して設置した防護柵について、破損があった場合などには早急な対応を行うなど、適正な維持管理を行うこと。又は、新たに間伐材を利用した防護柵を設置し、維持管理すること。</p> <p>【農業用水の反復利用】</p> <p>D. 地域において農業用水を有効活用するために、農業用水を反復して循環的な利用を行うこと。または、新たに排水の再利用が可能となるポンプを設置し、計画に基づいた通水を行うこと。</p> <p>【小水力発電施設の適正管理】</p> <p>E. 地域内にある水路に設置した小水力発電施設について、継続的に発電が可能となるような適正な維持管理を行うこと。または、新たに発電施設を設置し、維持管理すること。又は、小水力発電の導入に向けた実験活動を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。
⑥ 公共用水域の水質保全活動	102	<input type="checkbox"/> 内湖や水質浄化池、浄化型水路の機能維持増進活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質保全対策事業などで整備した水質改善施設の機能を維持増進させる取り組みを行うこと。</li> <li>・水質保全対策事業で整備した施設を対象とする場合は、対象区域、内湖（一級河川除く）を管理する地域で活動組織を設立し、「水質保全管理運営協議会」が活動組織の構成員として参画すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、環境保全型となる。 「標準型」との単価差(水田の場合500円/10a)以上に見合う活動を行うこと。
⑦ 水田の貯留機能向上活動	103	<input type="checkbox"/> 水田の貯留機能向上活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象水田面積の8割以上の面積で取り組むこと。</li> <li>・水田の一筆落水口に排水調整板を設置し、大雨時の水田からの排水を低減すること。</li> <li>・排水路溝畔断面を標準(天端幅30～50cm、高さ30cm)以上確保すること。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、防災減災型となる。
⑧ 生物多様性の回復	104	<input type="checkbox"/> 水田魚道の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における保全対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水田と排水路の間等に適切な小規模魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 地域の意向(選択)により実施する。 これに取り組む場合、生態系保全型となる。 「標準型」との単価差(水田の場合500円/10a)以上に見合う活動を行うこと。
	105	<input type="checkbox"/> 水路魚道の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における対象となる生物(魚類)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、対象となる魚類の遡上が可能となるよう水路に適切な魚道を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる魚類等の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。</li> </ul>	
	106	<input type="checkbox"/> 生息環境向上施設の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における対象となる生物(魚類等)やそれを捕食する猛禽類等の生息環境の確保のために、水路、遊休農地等にワンド、ピオトープ、石積み・多孔コンクリート護岸等を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の生息状況について適切にモニタリング調査を行うこと。</li> </ul>	
	107	<input type="checkbox"/> 生物の移動経路の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における保全対象となる生物の移動経路の確保のために、対象となる野生生物を特定した上で、道路や水路を横断しやすくするような施設(水路蓋、農道下の暗渠等)を設置すること。また、施設設置後は保全対象となる生物の移動経路が確保されていることについて適切にモニタリング調査を行うこと。</li> </ul>	

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件
啓発・普及	51	●広報活動	A. 農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 B. 外来種の侵入防止や駆除に対する理解を醸成する取組を行うこと。	●選択したテーマに基づき、地域住民等の理解を深めるための広報活動等の取組を毎年度1つ以上実施する。
		●啓発活動	A. 地域の農村環境保全のために、農村環境の各テーマに詳しい専門家の意見を伺う等、有識者の指導・助言を得ること。 B. 地域で保全する生物の種類を検討するためや、地域の水質保全計画・景観形成計画等を策定するため等に、集落等での寄合等の場を活用した勉強会等を行うこと。	
		●地域住民等との交流活動	A. 活動を契機として、農村環境保全活動に対する地域住民等の関心を高めるために、地域住民等との交流活動を行うこと。 B. 地域における生物多様性保全、景観形成等への認識を高めるために、地域内の水路等でみられる生物を対象とした観察会や地域の農村環境を再点検するためのウォーキング等を行うこと。 C. 生物多様性保全への意識向上のために設置した植物等の観察路や鳥の観察台について、定期的なゴミ除去等による適正な維持管理を行うこと。又は、新たに観察路等を設置し、管理を行うこと。 D. 農村環境保全活動に取り組む団体との意見交換会の実施等により、連携を図ること。 E. 地域における水田を利用した水田貯留機能増進・地下水かん養を推進していくために下流域と上流域との間での情報交換会の実施等により、連携を図ること。	
		●学校教育等との連携	・農村環境保全活動の啓発等のために、テーマに応じた出前講座や体験の場の提供等により、小中学校、高等学校、幼稚園等と連携を図ること。	
		●行政機関等との連携	A. 市町が田園環境整備マスタープランを策定(変更)する際に、地域における生息生物、水質等の各テーマに関する情報を提供したり、内容について意見を述べる。また、地域での取組等をマスタープランに位置付ける等の連携強化を図ること。 B. 市町等が作成する広報誌について、地域における生息生物・景観等についての情報を提供したり、地域の取組実績等を投稿すること。	
		●地域内の規制等の取り決め	・農村環境保全活動を推進していくために、規制(ルール、約束事等)について、地域の合意の下で取り決めること。 ・水田の貯留機能向上活動に取り組む場合、関係者間で取組ルールを決めるとともに啓発活動を行うこと。	

### 3. 多面的機能の増進を図る活動

活動項目	取組番号	取組	取組内容	活動要件	
多面的機能の増進を図る活動	52	□遊休農地の有効活用	・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。		
	53	□農地周りの共同活動の強化	・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。		
	54	□地域住民による直営施工	・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。		
	55	□防災・減災力の強化	・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。		
	56	■農村環境保全活動の幅広い展開 (農村環境保全活動を1テーマ追加)			・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。(地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び次項「4. 農村環境保全活動の幅広い展開」に定める活動を実施する対象組織が対象)。
			□循環かんがい施設の保全等	・循環かんがいにより地域の河川、湖沼等の水質改善を図るために、ポンプの分解点検清掃及び循環池のゴミ・土砂の除去を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、周辺水域への負荷の軽減効果を確認すること。	
			□水路への木炭等の設置	・農業用排水の水質改善を図るために、水路又はため池に水質浄化施設(木炭・れき・織布等の接触材、ヨシやガマ等の水質浄化植物等)を設置し、浄化施設の適正な維持管理(施設の清掃、植物の刈り取り)を行うこと。また、定期的に水質調査を行い、水質を確認すること。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
			□冬期湛水等のためのポンプ設置	・農業用水源としての地域の地下水をかん養するために、ポンプを設置し、かんがい・防除等の営農目的以外で、計画に基づいた水田への湛水を行うこと。	
			□末端ゲート・バルブの自動化等	・管理の粗放化による溢水や水資源の逼迫等の地域の水管理に関する問題を改善するため、末端ゲート・バルブの自動化等を行うこと。	
			□給水栓・取水口の自動化等	・管理の粗放化による水資源の逼迫や閉鎖水域の水質悪化等の地域の水環境に関する問題を改善するため、給水栓・取水口の自動化等を行うこと。	
			□グリーンベルト等の設置	・農地等からの土壌流出を防止するために、農地周辺の水路沿い等にグリーンベルト(緑地帯)等(畦畔、木柵等含む)を設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。	
			□防風林の設置	・活動計画に位置付けた農地において、農地等からの砂塵飛散を防止するために、農地に隣接する防風林を設置し、枝払いや草刈り、除草等の適正な維持管理を行うこと。	
		□水環境回復のための節水かんがいの導入	・排水の再利用等により、かんがい用水の取水量を節減し、地域の水環境の回復を図るために、排水の再利用が可能となるようポンプ等を設置し、計画に基づいた通水を行うこと。		
	□カバープランツ(地被植物)の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加、法面浸食、景観の悪化等を防止するために、カバープランツを設置し、適正な維持管理を行うこと。なお、植栽等に当たっては、必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど、地域の生態系への影響に留意すること。			
	□法面への小段(犬走り)の設置	・管理の粗放化による病虫害の増加や、景観の悪化等を防止するために、法面へ小段を設置すること。			
	□専門家の指導	・対象活動に関する専門的な知見又は技能を有している者の指導や助言を受け対象活動に取り組むこと。また、指導内容及びその反映状況を記録すること。			
57	□医療・福祉との連携	・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。			

活動項目	取組番号	取組	取組内容
多面的機能の増進を図る活動	58	<input type="checkbox"/> 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
	59	<input type="checkbox"/> 県、市町が特に認める活動	
	60	■ 広報活動	・多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

# 資源向上活動(長寿命化)

## ●交付金の区分と活動

	【 A 】	【 B 】
	資源向上支払交付金(長寿命化)で実施する施設(用水路)の長寿命化の活動	農地維持支払交付金または資源向上支払交付金(共同)で実施する施設の長寿命化の活動
交付金の区分	資源向上支払交付金(長寿命化)	農地維持支払交付金または資源向上支払交付金(共同)
認定等	市町による認定が必要	活動計画書に記載が必要
調査	市町および県による現地調査が必要	(必要に応じて現地調査が必要)
条件	・整備後30年以上の用水路(開水路)等 ・劣化度が「A・B・C判定」の施設 ・事業量が2年を上回る(広域組織は1年)等	・農地維持活動または資源向上活動(共同)の確実な実施 ・水路整備の優先的な実施
対象施設	上記条件を満たす用水路(開水路)等の補修・更新(付帯施設を含む)	老朽化が進む用排水路(開水路・パイプライン)、農道、ため池の補修・更新(付帯施設を含む)

※事務処理は取組番号「200」  
会議などは取組番号「300」  
(会議：総会、監査会、打合せ会議等)

活動項目	取組番号	対象活動	活動内容	交付金対象区分	
水路整備	6.1	補修	破損部分の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊など、水路の一部区間が破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	A, B
			老朽化部分の補修	目地の劣化やコンクリート表面の磨耗、はく離など、水路の一部区間が老朽化している場合、老朽化の状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	A, B
			側壁の嵩上げ	水路の不同沈下により溢水するなど通水機能に支障が生じている場合、水路側壁を嵩上げすることによる対策を行うこと。	A, B
			U字フリューム等既設水路の再布設	水路敷きの不同沈下により溢水や漏水、あるいは、土砂の堆積など、通水機能に支障が生じている場合、U字フリューム等既設水路の再布設による対策を行うこと。	A, B
			集水柵、分水柵の補修	集水柵、分水柵の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	A, B
			ゲート、ポンプの補修	ゲート、ポンプの破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	A, B
			安全施設の補修	水路内への侵入や転落を防止するフェンスなど安全施設の破損箇所や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
	6.2	更新	素掘り水路からコンクリート水路への更新	水路法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の水路に更新するなどの対策を行うこと。	B
			更新(一路線全体)	老朽化や不同沈下等による通水機能への支障が路線全体を通じて生じている場合、水路の路線全体の更新による対策を行うこと。	A, B
			ゲート、ポンプの更新	老朽化等により機能に支障が生じているゲート、ポンプについて、更新等の対策を行うこと。	A, B
			安全施設の更新	水路内への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	B
	1.08		生物多様性保全水路整備(排水路) 「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設 の設置	上記の水路整備のうち排水路の補修更新にかかるいずれかの取組を行った路線において、生きものが生息できる場所の確保(生息・生育環境の確保)、水田と排水路と河川を魚道でつなげる(移動経路の確保)など、農地や農業水利施設などでも生きものがくらしやすい環境を整えていく「豊かな生きものを育む水田づくり」を推進する施設を一体的に行うこと。	A, B



活動項目		取組番号	対象活動	活動内容	交付金対象区分
農道整備	農道(付帯施設を含む)	63	農道路肩、農道法面の補修	農道路肩、農道法面に侵食や土砂の崩壊などが生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	B
			舗装の打替え(一部)	老朽化等により農道の舗装路面の凹凸、轍、ひび割れ等がみられた場合、その一部を撤去するなどした後、新たに舗装するなどの対策を行うこと。	B
			農道側溝の補修	ひび割れや部分的な欠損、側壁の倒壊といった破損や目地の劣化、コンクリート表面の磨耗ひび割れ、はく離等といった老朽化が生じている場合、当該箇所状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。	B
		64	未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト)	未舗装農道において、農道の維持管理等に支障が生じている場合、新たに路面を舗装することによる対策を行うこと。	B
			側溝蓋の設置	農道において、側溝に蓋がないために車両通行時に脱輪したり、農業機械の移動や作業等に伴って側溝を傷付けるなどの恐れがある場合、当該箇所に新たな蓋を設置することにより対策を行うこと。	B
			土側溝をコンクリート側溝に更新	土側溝において、側溝法面の崩壊や土砂の堆積等による通水機能の喪失や、清掃や泥上げなどの日常管理が困難な場合、コンクリート製の側溝に更新するなどの対策を行うこと。	B
ため池整備	ため池(付帯施設を含む)	65	補修 洗掘箇所の補修	ため池において、堤体が洗掘されている場合、土のうを積んで補修する等の対策を行うこと。	B
			漏水箇所の補修	ため池において、老朽化等による堤体からの漏水等がみられた場合、遮水シートを設置する等の対策を行うこと。	B
			補修 取水施設の補修	ため池の堅樋、底樋、斜樋などの取水施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
		66	補修 洪水吐の補修	ため池の洪水吐の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
			安全施設の補修	転落防止や危険区域内への立入り防止等のために設置されている安全施設の破損や老朽化した箇所の補修等の対策を行うこと。	B
			更新 ゲート、バルブの更新	老朽化等により機能に支障が生じているため池のゲート、バルブの更新等の対策を行うこと。	B
			安全施設の設置	ため池への転落防止や危険区域内への立入り防止等のために、新たに安全施設を設置することによる対策を行うこと。	B

【……活動記録を印刷してみてください。不明瞭なところがありませんか?……】

様式の「行の高さ」調整について

入力画面

様式第1-6号)													組織名:	
令和〇年度 多面的機能支払交付金 活動記録													滋賀まると保全隊	
★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。														
★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。														
活動実施日時			活動参加人数			取組番号 (左詰め)					活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入)
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数	1	24	25	26	27	支払区分	活動項目	取組	
	開始時刻	実施時間												
4/4	9:00	6.0時間	2人	2人	4人	1	24	25	26	27	農地維持,共同,共同,共同,共同	点検,機能診断,機能診断,機能診断,機能診断	1点検,24農用地の機能診断,25水路の機能診断,26農道の機能診断,27ため池の機能診断	
4/4	19:00	2.0時間	2人	2人	4人	2	28	34	35	36	農地維持,共同,共同,共同,共同	計画策定,計画策定,生態系保全,水質保全,景観形成・生活環境保全	2年度活動計画の策定,28年度活動計画の策定,34生物多様性保全計画の策定,35水質保全計画、農地保全計画の策定,36景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
4/24	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56	51		共同,共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動,啓発・普及	42水質モニタリングの実施・記録管理(水質保全),101水田からの排水(濁水)管理(水質保全),56農村環境保全活動の幅広い展開,51啓発・普及活	のぼり旗の設置 水田からの排水(濁水)管理 1回目 透視度調査 1回目
4/30	9:00	3.0時間	10人	10人	20人	6					農地維持	農用地	6鳥獣害防護柵等の保守管理	

※入力時は枠内に収まっていますが、印刷すると行数が増えて枠からはみ出す場合があります

印刷画面

様式第1-6号)													組織名:	
令和〇年度 多面的機能支払交付金 活動記録													滋賀まると保全隊	
★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。														
★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで一行に記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。														
活動実施日時			活動参加人数			取組番号 (左詰め)					活動内容			備考 (具体的な活動内容を記入)
日付	実施時間		農業者	農業者以外	総参加人数	1	24	25	26	27	支払区分	活動項目	取組	
	開始時刻	実施時間												
4/4	9:00	6.0時間	2人	2人	4人	1	24	25	26	27	農地維持,共同,共同,共同,共同	点検,機能診断,機能診断,機能診断,機能診断	1点検,24農用地の機能診断,25水路の機能診断,26農道の機能診断,27ため池の機能診断	
4/4	19:00	2.0時間	2人	2人	4人	2	28	34	35	36	農地維持,共同,共同,共同,共同	計画策定,計画策定,生態系保全,水質保全,景観形成・生活環境保全	2年度活動計画の策定,28年度活動計画の策定,34生物多様性保全計画の策定,35水質保全計画、農地保全計画の策定,36景観形成計画、生活環境保全計画の策定	
4/24	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56	51		共同,共同,共同,共同	水質保全,水質保全,増進活動,啓発・普及	42水質モニタリングの実施・記録管理(水質保全),101水田からの排水(濁水)管理(水質保全),56農村環境保全活動の幅広い展開,51啓発・普及活	のぼり旗の設置 水田からの排水(濁水)管理 1回目 透視度調査 1回目
4/30	9:00	3.0時間	10人	10人	20人	6					農地維持	農用地	6鳥獣害防護柵等の保守管理	

## 調整の方法

①②③の何れかで行ってください

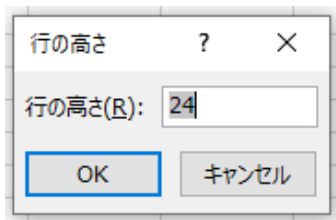
- ① 1. 変更する行を選択します。
2. 右クリックして [行の高さ] をクリックします。
3. [行の高さ] ボックスに、既入力数値に「20」を加算した数値を入力し、[OK] をクリックします。

または、

- ② 1. 変更する行を選択します。
2. [ホーム] タブを選択し、[書式] をクリックします。
3. [セルのサイズ] の [行の高さ] をクリックします。
4. [行の高さ] ボックスに、既入力数値に「20」を加算した数値を入力し、[OK] をクリックします。



(例)



24 に 20 を加算し  
「44」を入力し「OK」をクリック

→ 一行分、高くなります

その他、簡易な方法

- ③ 1. 高さを変えたい行の、行番号の、下側境界線にマウスポインターを合わせる
2. マウスポインターが上下の矢印の形(右図)になったら下へドラッグする。



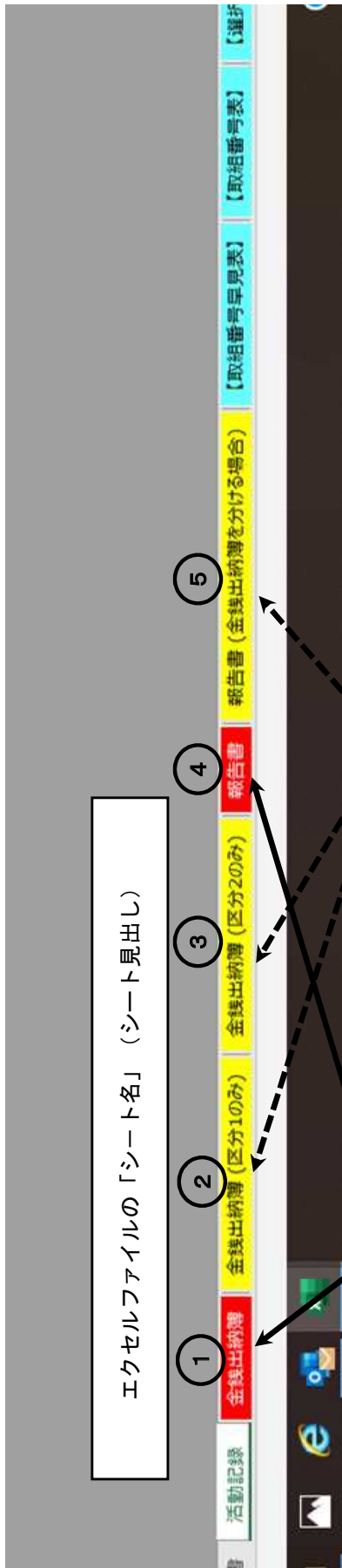
(一行分程度)

3. ドラッグ中に表示される線が、1行あたりの高さとなりますので目安になります。
4. ドラッグをやめると、選択した行が高くなります。

	4/4	19:00	2.0時間	2人	2人	4人	2	28	34	35	36		計画策定)計画策定,生態系保全,水質保全,景観形成・生活環境保全	2 年度活動計画の策定,28 年度活動計画の策定,34 生物多様性保全計画の策定,35 水質保全計画、農地保全計画の策定,36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定
	4/24	8:30	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56	51			水質保全,水質保全,増進活動,啓発・普及	記録管理(水質保全),101 水田からの排水(濁水)管理(水質保全),56 農村環境保全活動の幅広い展開,51 啓発・普及活動
	5/1	9:00	1.0時間	1人	1人	2人	42	101	56				水質保全,水質保全,増進活動	記録管理(水質保全),101 水田からの排水(濁水)管理(水質保全),56 農村環境保全活動の幅広い展開

## 金銭出納簿について

記入シートの選択



①④「農地維持支払交付金」・「資源向上支払交付金（共同）」  
のみ取組の活動組織が使用

②③⑤は削除

②③⑤「農地維持支払交付金」・「資源向上支払交付金（共同）」に加え  
「資源向上支払交付金（長寿命化）」にも取組の活動組織が使用

使用しない「シート」は削除してください

①④は削除



①④の使用も可能ですが交付金の種別  
収支の管理が複雑になりますので、両  
方に取り組む組織の場合は、②③⑤の  
シートを利用することをお勧めします。

記入シートの選択



(様式第 1 - 7号)

実施年度を記入

令和〇年度 多面的機能支払交付金 金銭出納簿

組織名： 滋賀まるごと保全隊

- ★「分類」欄は、分類番号（1～8）から選択してください。
- ★「区分」欄には、農地維持・資源向上（共同）に係る収支は「1」を、資源向上（長寿命化）に係る収支は「2」を必ず入力してください。区別ができない収支は「1」を記入してください。
- ★農地維持・資源向上（共同）の交付金を活用して資源向上（長寿命化）の活動を行った際の費用は、区分を「1」にし、「長寿命化への活用」欄に〇を記入してください。
- ★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。

日付	分類	内 容	区分	収入 (円)	支出 (円)	残高 (円)	領収書 番号	活動 実施日	備考	長寿命化 への活用
4/10	3.利子等	自治会より借入	1	200,000		200,000				
4/10	7.その他支出	お茶	1		2,400	197,600	1	4/4	立替金返済	
6/20	5.購入・リース費	砕石	1		98,000	99,600	2	6/30		
7/20	2.交付金	交付金 (1回目)	1	1,000,000		1,099,600				
7/20	3.利子等	借入金返済	1	▲ 200,000		899,600	3			
		..... (中 略) .....								
1/31	7.その他支出	研修受講料	1		2,500	9,600	25			
2/10	2.交付金	交付金 (2回目)	1	420,000		429,600				
1/20	4.日当	日当 (福寿会)	1		50,000	379,600	26	11/5		
1/30	4.日当	日当 (自治会)	1		270,000	109,600	27	6/2~1/15		
3/30	3.利子等	自治会より補填	1	400		110,000				
3/31	6.外注費	事務委託料	1		110,000	0	28		水土里ネット滋賀	
		領収書と同じ日付（実際に支払った日付）を記入します。ただし、立替金の場合は、返済した日付（立替払い返金領収書の日付）を記入 日当は日当整理簿等に記載の領収日を記入します。								
		借入金の返済の際は、「収入欄」にマイナスで記入してください。（表示は▲となります） 加えて「借入金返金領収書」が必要で								
		活動実施日は購入した日ではなく、購入した物を実際に使った日付、出役日（日当の場合）等を記入します。 日当を一定期間の出役を一括で支払う場合は一定期間（〇/〇～〇/〇）を記入します。 「活動記録」の日付と必ず合っていない場合はなりません。								
		「分類」のセルをクリックすると▼が出るので、該当する分類番号を選択してください。								
合計		行を挿入してください。		1,420,400	1,420,400	0				

※領収書は、通し番号を記入した上で、必ず保管しておいてください。領収書の保管の方法は袋等による保管でも構いません。  
※農地維持・資源向上（共同）の交付金を対象とした例です